

第 3 日

1. 平成24年 3月16日午前10時00分招集
 2. 平成24年 3月16日午前10時00分開議
 3. 平成24年 3月16日午後 4時28分散会
 4. 会議の区別 定例会
 5. 会議の場所 和水町役場議場
 6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 蒲池 恭一 | 2番 豊後 力 | 3番 中村 一博 |
| 4番 古閑 修一 | 5番 荒木 政士 | 6番 松村 慶次 |
| 7番 小山 暁 | 8番 高巢 泰廣 | 9番 庄山 忠文 |
| 10番 荒木 拓馬 | 11番 杉村 幸敏 | 12番 笹渕 賢吾 |
| 13番 杉本 和彰 | 14番 多賀 勝丸 | |
 7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし
 8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
 9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
 10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | |
|-------|------|----|-------|
| 事務局 長 | 笠 輝博 | 書記 | 前淵 笑子 |
|-------|------|----|-------|
 11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|---------------|---------|-------------|-----------|
| 町 長 | 坂 梨 豊 昭 | 副 町 長 | 井 上 國 雄 |
| 教 育 長 | 井 上 忠 勝 | 総 務 課 長 | 徳 永 宣 久 |
| 総 合 支 所 長 | 徳 永 壽 | 会 計 管 理 者 | 古 家 敏 彦 |
| 建 設 課 長 | 坂 本 政 明 | 経 済 課 長 | 山 下 仁 |
| 税 務 住 民 課 長 | 豊 後 正 弘 | 健 康 福 祉 課 長 | 今 村 裕 司 |
| 学 校 教 育 課 長 | 坂 本 誠 司 | 社 会 教 育 課 長 | 有 富 孝 一 |
| | | 特 別 養 護 老 人 | |
| 町 立 病 院 事 務 長 | 杉 本 章 一 | ホ ー ム 施 設 長 | 石 原 惠 一 |
| 事 業 課 長 | 松 尾 憲 成 | 住 民 課 長 | 高 木 洋 一 郎 |
| 福 祉 課 長 | 堤 一 徳 | | |
-
12. 議事日程

| | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 和水町課設置条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について |

- 日程第3 議案第5号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 和水町暴力団排除条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 和水町特別会計条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 和水町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 和水町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について
- 日程第10 議案第12号 和水町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 和水町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 和水町公民館条例の一部改正について
- 日程第14 常任委員長の平成24年度当初予算審査報告について
- 日程第15 議案第16号 平成24年度和水町一般会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成24年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算
- 日程第20 議案第21号 平成24年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成24年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成24年度和水町春富区財産特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第25 議案第26号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算
- 日程第26 議案第35号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第36号 山鹿市道路線の認定に関する承諾について
- 日程第28 議案第37号 土地改良事業の施行について
- 日程第29 議案第38号 平成23年度和水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 議員派遣申出書
- 日程第31 副議長辞職許可について
- 追加日程第1 副議長の選挙について
- 追加日程第2 議席の一部変更
- 追加日程第3 同意第1号 和水町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第4 同意第2号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第5 同意第3号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第6 同意第4号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第7 常任委員会委員の選任について

- 追加日程第8 政治倫理調査会委員の選任について
追加日程第9 閉会中の継続審査申出書（総務文教常任委員会）
追加日程第10 閉会中の継続審査申出書（厚生常任委員会）
追加日程第11 閉会中の継続審査申出書（建設経済常任委員会）
追加日程第12 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会）
-

開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第3号 和水町課設置条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、議案第3号「和水町課設置条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 13番です。賛成とか反対とかじゃないんですけど、ちょっとお尋ねいたします。

要するに、教育委員会から町長部局のほうに、学校関係が事務のほうが変わるのかなというふうに認識しておるわけなんですけど、今後の教育委員会とのつながり、関係についてお伺いします。今、いろんな準備委員会とかできてますので、そこらへんの所管あたりもお尋ねします。

それと、何名最初企画課を予定されてるのか。具体的にはあと何がどのように変わるのかあたりも含めてお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今お尋ねの開校準備委員会あたりの所管がどうなるかというお話でございますけれども、開校準備委員会の委員さんの職のほうは、教育委員会のほうでお願いしておりますので、所管的には教育委員会ということで、これ新しい課ができる部分と学校教育課の関係でございますけれども、今のところは、例えば、毎週定期的な会議の場を設けて、連携を密にして事業推進を図るというふうな考えでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 今、企画室が5名おりますけれども、それに加えて、課長も含め3名を予定しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 結局、今までのとおりという感じで認識していいんですか。企画課で小中学校建設に関する事項、学校跡地利用に関する事項というのが加わってるんですけど。ちょっといまいち、今の学校教育課長の説明では、そのまま教育委員会というふうに認識したんですけど、そこらへんの事務所管は、具体的には、どちらのほうで責任を持って。私は単純に、町長部局だから町長かなと思っただけで質問させてもらっただけですけど。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 事務改善委員会の中で、5回ほどこの件についてだけでなく議論をしてまいりました。その中で、どうしても学校教育、学校建設に対する仕事の量が大変多岐にわたりますので、課設置を、企画室を課に昇格したがいいたろうということで、そのような議論をしてまいりました。

今現在、5名企画室の中におりますけれども、それに今、総務課長が答弁しましたように、3名を増員をして、その中でも学校建設に関する仕事のほかにも、学校跡地の問題等々も一緒に課でやるように計画をしております。また、以前議員さんからも指摘がございました企業誘致等々もそういう企画課の中に、企業誘致課ということもどうかという話もありましたけれども、今現在、経済課の中に商工係、商工観光係の中でそういう企業誘致等々は行っておりますので、そのへん、あとで規則の中でこれは変えられますので、企業誘致係あたりを設置をしながら、そのへんにも対応できるように。それと、経済課のそういう係と企画、もし企画課は同意がいただければ、その中の学校跡地問題を担当する職員とで、合同の中でそういう企業誘致等々にも対応ができるならばという感じでおります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 企業誘致関係のことは、ちょっと今は質問できないと思いますので。

ちょっと私もまだいまいち理解しとらんとですけど、先ほど、学校教育課長の答弁にあった準備委員会は、教育委員会が主体で動く。その中には、企画課の職員は入らないんですか、入るんですか。それだけ、はい。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 学校関係に関してはそのへん、教育課のほうと局、課のほうの職員で合同でやるときもございます。内容によってはですね。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） ちょっと私が言葉足りないということでございますので、こういってさせていただきます。

現在進めています小中学校の整備を進める上で、施設の建設に関する事を企画課で行うということを確認したということでございます。

企画課で小中学校の建設を進めますけれども、教育委員会も施設整備について、ソフト的な面とか使い方もございますので、教職員との連絡調整も必要ですから、これまで以上に各課との連携を密にして事業を推進したいということでございます。

流れ的に申し上げますと、予算は教育委員会にございます。教育委員会で起案し、企画課を経由して、総務、総務課長、副町長、最終的な決定は町長ということの、そういった事務の流れというふうに考えます。事業の内容次第では建設課も考えられるということでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、議案第4号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、議案第5号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 和水町暴力団排除条例の制定について

○議長(多賀勝丸君) 日程第4、議案第6号「和水町暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) この暴力団排除条例ということでできておりますが、提案されておりますが、幾つか聞きたいと思いますが、総務課長のほうですかね。目的とか定義、基本理念、それから町の責務、町民の責務、事業者の責務という所ですね。この町の責務の中で、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとするということで、その後、町民の責務として「町民は町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする」ということと、3番目に「町民は暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態、その他の暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、町に対し当該情報を提供するよう努めるものとする」というふうになってますね。

これは事業者の責務のほうも同じようになってますが、暴力団員ということで書かれてるわけですね。その場合、町民の方は暴力団員なのかどうかというのは分からないと思うんですよね。普通、一般的にはですね。多分、町の職員の方も分からないと思うんですけども。

そういったときに、どういうふうに町民が判断してそういう情報を得たということで情報を提供するという形になっていくのか。そこらあたりがちょっと明確にならないものですから、具体的にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(多賀勝丸君)

総務課長 徳永宣久君

○総務課長(徳永宣久君) 町民の方、また事業所の方あたりも、この人が暴力団員かって、名札をはめとるわけでございませんで分からないと思いますが、言動として、例えば、会社とかそういうところも含めて、例えばみかじめ料とか用心棒代とか、そういうやつを要求をされると。

そういうのは大体分かるかと思います。そういうときに、暴力団じゃないだろうかという情報をいただければ、警察あたりにもまた紹介をして、それがそうであるなら出すなどか、そういうふうなことだろうと思います。ただ、普段付き合いの中ではそれは分からないだろうと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 金銭的トラブルとかいろんな面で要求、強い要求があったときという、そういう状況ですね。

もう一つですね、2ページのほうに「少年に対する教育等のための措置」ということで、中学校、「その設置する中学校において、その生徒が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう、必要な措置を講じるものとする」というふうなことになってるんですが、この「必要な措置」っていうのは、どういうことになりますか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 玉名警察署から出向かれて、中学生を相手にそういう講和をされたりとか、そういう、教育といいますとあれですけども、そういうことがあるかもしれないから用心をしてくださいというふうな、そういう講和をされることだというふうに考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第7号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 13番です。これは総務課長、副町長、町長にお尋ねいたします。

私はこれには賛成なんですけど、それとは別個に、この前、特老の person 費の件なんですけど、person 費の率が90%を超えとるんですね。正直な話、そんな事業所は福祉施設だけじゃなく、いろんな事業所にも、正直な話、ないですよ。90%を超えとるということは、もう倒産の危機。普通70%近くでも危ないという認識ですよ。ここらへんの、まあ、単純にこの会計システムが非ホウヒ会計ちゅうんですかね、だからそのように出るとか、それが本当の数字なのか。正直な話、大きな問題だと思うとですよ。私はこれ、賛成するから特に言ってるんですけど。

普通、person 費、先ほども言いましたけど、70%を超えたら、ちょっとその事業所は危険ですよ。それが90%もいっとる。大きくこう、会計システムを違う方向に変えれば違う形に出るとか、それとも、運営・経営あたりに問題あるのか。非常にこう、継続的な菊水荘の発展のため、非常に危惧するものであるから質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の質問に関して、内容に関して、そのperson 費の割合が90%、どの視点でどういうふうに90%ととらえて危険信号だとおっしゃっているのか、私自身がそういう内容・状況を把握してないという点は本当に申し訳ございませんが、ただ今の御指摘のことにしましては、再度、どういうことなのかということで、後ほど再度そういう経営的な視点の中で、そういうことに関して分析・検証してまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 13番です。施設長も数年、3、4年おきに代わりますので心配して言うんですけど、総務課長、これ、会計システムを変えることは可能か可能でないのかをお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） ちょっと今、90%を超えているというのは、ちょっと私のほうでは、そういうふうな判断をしておりませんでした。大体64%ぐらいかなというふうに、単純にperson 費という欄で計算をすれば、総予算に対しては、20年度でいいますと64%ぐらいかなというふうに判断をしているところなんですけど。

それから、会計システムを変えることが可能かということなんですけど、そこまで今、検討をしたことが今のところありませんでしたので、今後そういうことであれば検討していきたいというふうには思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 私も今、総務課長が言われたperson 費の割合が妥当だと思うとですよ。だから、正直言うんですけど、これ90%ちゅうて、だから言ってるんですよ、会計システムに問題があつとかなって。そこらへんの検討を一応やっていただきたいと思うとります。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 和水町特別会計条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第8号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 和水町税条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第9号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 1点だけお聞きしたいんですが、3ページですね、3ページの個人の町民税の税率の特例ということで、ずっと文章が書かれてて、3段目に「同項に規定する額に500円を加算した額とする」ということでは、これは住民の負担増になるというふうなことでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 町民税の税率ですけれども、現行は3,000円から、今回改正で500円加算されます。町民の税率のほうに関係してまいりますので、3,500円、平成26年度から10年間の期間、35年度まで3,500円で税率のほう加算されます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今の答弁だと、26年から35年ですかね、10年間の町民税の税率で、よって3,000円から3,500円にアップということで、町民の負担増という答弁だったというふうに思いますので、そういう町民の負担増であれば、私は反対ということを書いておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第10号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この介護保険条例の改正ということで、今回引き上げというふうなことだと思いますが、具体的にその内容をもう一回お聞きしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） お答えします。今回の改正内容としまして、現在、標準月額で4,960円を440円アップの5,400円ということをお願いしている状況でございますけど、第4期の介護給付費等の伸び率、また、今後、第1号被保険者数、また、要介護認定者数等を第5期、平成24年度から26年度まで見込んだ場合、どうしても月額保険料を5,400円まで増額しないと介護保険運営が適正に行われないうことで、今回5,400円にアップしているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） こういった値上げになりますと、負担増というのは当然になるわけですが、やっぱり、こういう今の景気が悪くて所得が減少している中で、負担増というのは町民の暮らしにも大きな影響を与えるというふうに思います。そういった面では、町からの一般会計からの繰入、こういったものによって値上げを抑えるということも私は大事だと思いますし、ただ、この間の全協の説明では、県からのペナルティーがくるということも話としてありました。しかし、1期目の私たち議会議員で埼玉県の美里町だったと思いますけれども、ここでは、県のペナルティーがあるけれども町独自で値上げを抑えてると。逆に引き下げに一般会計から繰入していると、こういう話も聞きました。そういったことでは、ペナルティーがあっても、やっぱり町民の暮らしを守るという立場で、やろうとするならば、私はできるんじゃないかなというふうに思います。そういう点でどういうふうに、これも町長のほうでしょうかね、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 介護保険料の引き上げに関しては、先般、全員協議会の中で本当にやる詳細にわたり御説明申し上げたところでございます。もちろん、負担は高くなります。高くなりますけれども、その負担を超える、国・県、そうしたところからいただくものがあるわけでございまして、それだけ負担以上の介護を受ける、手厚い介護を町民は受けるわけでございます。それを単独で補填をし、ペナルティー、ペナルティーということになると、やはり町民に逆に迷惑をかけることとなりますので、そういうことは考えておりません。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 一般会計からの繰入は考えてないということですが、私はそういうことであれば反対ということを表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第11号「和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第12号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第13号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 和水町立学校設置条例の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第12、議案第14号「和水町立学校設置条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) この提案については、合併、統廃合ということでの建設については、住民の同意が得られてないんじゃないかなというふうに私は感じておりますので、この議案については反対ということで表明しておきたいというふうに思います。

○議長(多賀勝丸君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 和水町公民館条例の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第13、議案第15号「和水町公民館条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番 小山 暁君

○7番(小山 暁君) 今回、社会教育法の改正に伴いまして、和水町公民館条例の第4条を改正する内容となっておりますが、その内容は、公民館運営審議会の必置性とするということだと思います。必置性としますと、今回の社会教育法の改正のねらいそのものは、公民館運営については、広く町民から意見を求めなさいと。そういう意味で公民館運営審議会を置くというふうに私は解釈をいたしました。

執行部としては、その点、どのように受け止めておられるのか、まず伺います。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 今回の改正、社会教育法の改正に基づいて、公民館条例を改正したわけですが、それによりますと、公民館運営審議会の委員は、その基準を条例で定めるに当たっての参酌すべき基準を定める省令というのが、文部科学省令が昨年12月1日に公布されております。

その中で、運営審議会の委員の委嘱の基準については、学校教育、社会教育の関係者、それから、家庭教育の向上に資する活動を行う者、それから学識経験のある者と、そういう中から選ばなさいということになっております。

今、社会教育委員というのがありますけれども、そちらのほうの委員さんも、こういった内容でなっておりますので、そういった方々に公民館運営についても審議をいただくということで考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、有富課長のほうから説明がございましたが、今回、第4条の第2項で「審議会の委員は社会教育委員をもってやっていく」となっておりますが、社会教育委員は現在何名でしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育委員 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 現在、10名以内ということに条例上はなっております。実際は今、6名の方が社会教育委員になっておられます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、6名が社会教育委員として委嘱しているということでございますが、狭義の狭い法解釈からいたしますと、兼任しても構わないと、そのように受け止められますが、広義、つまり広い意味の法解釈からいたしますと、公民館運営審議会の委員というのは、兼務でなく別途専任を置いたほうが、それだけ公民館活動に対する認識も広まるのではないかと考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 議員が言われるとおり、人数が多くなったほうが広く意見を求められると思いますが、今、社会教育委員になっておられる委員の皆さんも、そういったこれまで学校のPTAの会長とか、それから学校の校長先生、あるいは学識経験のあられる方、いろいろな方が、活動されてる方がなっておりますので、そういった点では、社会教育委員さんをお願いするというところで進めております。

ちなみに、南関町も同じように社会教育委員さんがこの審議会の委員になっておられるということを知っています。以上です。

○議長（多賀勝丸君） はい、じゃあ特別に許します。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） どうもありがとうございます。

社会教育法の第20条の第1項の公民館の目的、更には、同社会教育法第29条第2項の公民館運営審議会の任務等を考えますと、どうしても私は、別途に委員を立てたほうが活動しやすいのではないかと思います。

なぜならば、御案内のとおり、社会教育委員の職務というのは、法第17条にもありますように、社会教育に関して、教育長を経て教育委員会に助言するというのが社会教育の本分になっております。なお、公民館運営審議会というのは、公民館長の諮問機関になるわけですね。そこが違う。それで、館長の諮問に応じることになるわけですが、職務の内容が一部重なるともありませんけれども、基本的には仕事の内容というのは分かれていますね。

そういう意味から私はその質問をしたわけでございますが、教育長はその点について答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、小山議員のおっしゃる意味もよく分かることでございますけれども、先ほど課長が答弁申し上げましたように、今の時点で教育委員会のほうに進言する、その役目もありますし、また、公民館運営についての意見もお聞きしているのも現状でございますので、今の答弁を、課長が答弁した方向でやっていきたいというふうに今は考えております。

なお、今後そういう必要性に迫られる場合等がありますれば、また検討もしなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14 常任委員長の平成24年度当初予算審査報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、常任委員長の平成24年度当初予算審査報告についてを議題と

します。

各常任委員会において慎重に審査がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。
最初に総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長（古閑修一君） 皆さん、改めましておはようございます。総務文教常任委員長の古閑でございます。

ただ今から、平成24年度当初予算の審査報告をいたします。

総務文教常任委員会所管の平成24年度当初予算審査は、大会議室におきまして、3月9日午前9時から、社会教育課、学校教育課を。3月12日午前9時から、税務住民課、総務課関連の予算につきまして、それぞれの課長と担当者出席のもとで審査を行いました。なお、事前に説明資料の配付をしておりますので、要約をしまして報告をさせていただきます。

まずは総務関係でございます。平成24年度一般会計予算は、総額で65億8,300万2,000円、前年度に比較しまして7億5,263万6,000円、対前年度比12.9%の増額でございます。増額の主な要因としまして、学校統合事業費の関連経費を含め、総額7億7,780万2,000円でございます。

歳入予算総額の中で最も大きな割合を占めるのが地方交付税で、普通交付税、特別交付税を合わせまして31億3,000万円となっており、前年度と比べると9,000万円の増でございます。

そのほか、町税が前年度に比較しまして1,537万減の7億6,573万9,000円となっております。また、国庫支出金は前年度比892万円、1.7%減の5億737万4,000円の計上となっており、子ども手当負担金3,219万円、無線システム普及支援事業費等補助金3,160万円減と、学校統合事業に伴う国庫補助金5,840万3,000円が増額の主な要因でございます。

県支出金は3,479万1,000円、9.3%減の3億3,917万8,000円の計上となっており、減額の主なものとして、介護特別対策補助金1,813万8,000円、緊急雇用創出事業補助金1,676万3,000円がございます。

歳出予算については、まず総務一般管理費3億5,727万円となっており、主な経費は、特別職の人件費2,367万円、一般職員の人件費2億6,723万円で、退職者の減などによりまして、1,696万円の減額となっております。その他、有明広域行政事務組合負担金962万円、それから、行政評価システム構築事業業務委託283万5,000円で、この事業については、平成23年度からの取り組みでございます。

次に、財産管理費です。財産管理費事務費2億419万円、庁舎管理経費2,434万円、庁用車管理経費704万円、町有財産管理経費958万円で、総額の2億4,515万円となっております。

積立金2億302万円の主なものは、合併振興基金の積み増し分で2億円でございます。

次に企画費です。全体では前年度予算に比べまして864万8,000円の減額となっております。地上デジタル放送共聴施設整備が済んだことが要因となっております。主な事業として、学校跡地等検討委員会経費の333万6,000円、それから、県の雇用基金事業として、ふれあいの森里山再生整備委託料755万2,000円、田舎暮らしのすすめ計画策定事業の経費としまして、これはコンサルへの委託により、移住定住に向けた受入れ体制をつくるとともに、空き家バンク制度の設置検討を行う

もので、事業費181万3,000円です。それから、まちづくり総合計画、後期基本計画策定として427万円、また、地方バス路線維持補助金2,980万3,000円となっています。また、難聴地域共聴施設補助金で1,708万1,000円で、新年度5地区の整備予定となっています。分譲地定住補助金の40万円については、グリーンビレッジ全世帯の入居がすべて完了するため、新年度で終了予定でございます。

次に、電子計算費です。新しく追加されましたのが超高速ブロードバンド整備事業需要調査費92万円、このことについては、事業費が上がった時点で加入アンケートの実施を行い、30%以上意向があった場合は、その後、検討委員会設置を考えているとのことでございます。また、総合型GIS管理システムの導入経費として157万5,000円、それから、昨年2月から利用しております総合行政システムの利用料2,520万円、リース料は423万9,000円となっております。

次に、交通安全対策費です。カーブミラー、ガードレール新設及び修繕費、合わせまして235万円です。

次に、地域づくり推進費でございます。主な事業として、新年度は申請方法を一部変更しまして、町の花・木・鳥をテーマとした地域活動に対する補助金としまして、100万円の計上となっています。また、新年度は地域おこし協力隊の3名を予定しているとのことで、918万5,000円の計上となっております。これについては、限度額設定での特別交付金措置がなされます。

次に、消防費です。非常備消防費としまして、団員数を590名で試算し、1,010万6,000円の計上となっています。今年度から副分団長の階級を復活させ、組織力の強化を図るとのことでございます。また、防火水槽新設工事、これは7基分の3,220万円、消防ポンプ積載車購入費、2台分の1,000万円と、小型可搬ポンプ購入費160万円の計上となっております。それから、昨年同様に災害対策基金としまして4,002万4,000円の計上となっております。

次に、税務住民課の審査報告をいたします。町税歳入は、平成24年度、前年度に比較しまして1,537万円減の7億5,036万9,000円となっており、個人分で前年度に比べ141万4,000円減の2億3,428万円、法人分で前年度より微増で86万2,000円増の3,166万9,000円の計上となっております。

また、固定資産税は前年度に比較しまして1,882万3,000円で、対前年比4.5%減の4億238万5,000円となっております。これは3年ごとの評価の見直しと、不況による新築家屋の減少などがその要因となっております。

次に、軽自動車税は前年度と比較しまして53万円増の3,661万7,000円、町たばこ税は増税によりまして352万7,000円増の4,131万円、入湯税は5万2,000円減の410万1,000円の計上となっております。

続きまして、戸籍係で各種証明書事務手数料として620万3,000円、また、外国人登録事務委託金13万円、ちなみに、本町におきます外国人在住者は、現在31名とのことでございます。

次に、生活環境係で斎場使用料、和水町斎場、せきすい斎苑、合計をしまして139万2,000円、ごみ処理手数料604万円となっています。なお、ごみ袋につきましては、在庫分の販売とともに新年度から手提げ袋への移行をするとのことでございます。

次に、歳出の主なものとして、戸籍住民係で非常勤職員一人分の20万8,000円、これは支所窓

口係の産休のためのものでございます。それから、一般職給与5名分で1,516万3,000円の計上となっています。

次に、生活環境係でございますが、主なもので、水質検査補助金34万5,000円、家庭用消毒剤購入費47万3,000円、斎場費、和水町斎場委託料275万2,000円、負担金としまして、せきすい斎苑への630万9,000円の計上となっております。

次に、教育委員会費について報告をいたします。まず、学校教育課関係でございますが、主な事業として、学校統合事業にかかわるもので、開校準備委員会造成工事及び設計等の委託料、そのほか含めまして、総額で7億7,780万2,000円の計上となっております。平成24年度の新たな事業としまして、主なもので、光を注ぐ交付金事業としまして、学校図書の充実というようなことで、統合後の小学校2校分の1,500万円、中学校2校分の1,100万円の計上となっております。

次に、社会教育課です。歳入予算で公民館使用料437万1,000円、体育施設使用料、6施設総額で356万1,000円などが計上されております。

歳出予算につきましては、主なもので成人式生涯学習推進大会、そのほか費用合わせまして341万8,000円、公民館費の主なもので、夜間・休日の管理委託料として432万円。次に文化財保護費の主なもので、臨時職員1名、山城調査のための賃金として162万8,000円、それから、体育施設費につきましては、主な事業としてスカイドームのバスケットコートライン張り替え改修費50万4,000円、町体育館駐車場舗装改修費49万6,650円の計上となっております。

次に、特別会計でございます。まず、国民健康保険事業会計です。歳入予算で、一般及び退職被保険者保険費、保険税、それぞれ現年度課税分としまして2億2,164万2,000円、2,620万4,000円の計上となっています。また、前期高齢者交付金3億6,500万1,000円でございます。

歳出では、主なもので高額療養費の一般被保険者分で1億690万円、退職者被保険者分で2,060万円です。また、後期高齢者支援金としまして2億1,000万円となっており、歳出の約12%を占めています。

平成24年度末の基金残高は1億円を割り込むことが予想され、平成25年度から保険税の引き上げにつきまして検討をするとのことでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計です。歳入で一般会計から保険基盤安定拠出金としまして4,322万8,000円、医療保険料として特別徴収、普通徴収合わせまして7,554万7,000円などの計上となっております。歳出の主なものは、広域連合への納付金で1億3,318万5,000円です。

次に、住宅用地造成事業会計でございます。歳入予算の主なもので、住宅宅地貸付収入、これは7区画分の231万7,000円の計上です。歳出予算の主なものとして、久井原ニュータウン、グリーンビレッジ平野の一般管理費として380万8,000円、一般会計への繰出金231万8,000円の計上となっております。

最後に春富財産区特別会計についてでございますが、前年度繰越金27万9,000円で、歳出予算の主なものは、管理費の18万1,000円の計上となっております。

以上をもちまして、総務文教常任委員会所管の平成24年度当初予算の審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長に報告を求めます。

厚生常任委員長 小山 暁君

○厚生常任委員長（小山 暁君） 改めましておはようございます。厚生常任委員長の小山でございます。

ただ今から、厚生常任委員会に付託されました平成24年度健康福祉課関係当初予算案と、和水町介護保険事業会計予算案、和水町特別養護老人ホーム事業会計案、和水町立病院事業会計案の審査について報告いたします。

まず、平成24年度健康福祉課一般会計の民生費総額は、15億2,828万7,000円となっており、対前年比で5,093万1,000円の減額となっております。同じく、衛生費の当初予算額は6億328万1,000円で、対前年比で3,119万3,000円の減となっております。民生費の主な減額要因は、介護予防費や子ども手当等の減によるもので、一方、衛生費につきましては、予防接種等の減額が主な要因となっております。

歳入の主なものは、民生費負担金で保育料保護者負担金の4,427万9,000円、民生費手数料のケアプラン作成手数料655万2,000円、それから国庫負担金として、障がい者自立支援介護等給付費負担金が9,588万円、同じく保育所運営負担金として6,327万3,000円、子ども手当負担金が1億1,500万円計上されております。

国庫補助金関係では、次世代育成支援対策交付金の591万8,000円と、地域生活支援事業等補助金の274万9,000円となっております。それから、県補助金関係では、重度心身障がい者医療費補助金の1,800万円、地域生活支援事業等補助金として137万4,000円、障がい者自立支援対策臨時特例交付金115万5,000円、老人クラブ補助金141万4,000円、多子世帯子育て支援事業補助金164万7,000円、児童育成事業補助金として1,099万4,000円が。また、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金として422万7,000円が計上されております。

次に、歳出面でまず保育園費の予算でございますが、総予算額は6,244万7,000円となっており、対前年比で155万5,000円の増となっております。増額の要因は、産休による臨時保育士賃金1名分の増と、工事請負費として、保育室の空調機入れ替え工事のための増額となっております。

職員は正職員6名、臨時職員5名の全部で11名体勢をとっており、臨時職員もすべて有資格者となっております。60名定員に対し、本年度は61名の申請となっております。

保育園の主な歳出としましては、一般職員の給料1,737万9,000円と、臨時職員の賃金938万4,000円、賄い材料費の462万8,000円、工事請負費の274万9,000円等が計上されております。

次に、民生費社会福祉費予算額でございますが、2億192万2,000円で、対前年比で59万7,000円の減となっております。その主な内訳でございますが、一般職員9名分の給与3,869万3,000円と、民生事業委託料235万9,000円、町社会福祉協議会補助金3,368万2,000円、一人暮らし高齢者の緊急通報装置費81台分41万円、単位老人クラブ補助金207万3,000円、49クラブ、会員総数2,029人となっております。老人保護措置費として、養護老人ホーム6施設に入所されております12名の対象者分3,732万円、介護保険事業会計への一般会計からの繰出金として、2億4,185万4,000円等が計上されております。

次に、障がい者福祉費でございますが、2億4,690万9,000円、前年比で1,001万8,000円の増となっております。主なものに、新規事業として障害程度認定調査委託料15万円、重度心身障がい者医療費助成事業3,600万円、障がい者自立支援介護等給付費1億9,030万円、その他日常生活用具給付費等事業300万円等が計上されております。

次に、地域包括センター費の予算でございますが、予算総額は4,074万2,000円で、対前年比で1,474万2,000円の増となっております。その要因は、介護保険料を抑えるための措置として、委託費の配食サービス委託料192万円と扶助費の高齢者等外出支援センター利用助成事業43万2,000円、更には、在宅寝たきり等老人介護手当1,200万円と需用費の印刷製本費4万7,000円の4費目を、従来の介護保険事業会計から一般会計へ組み替えたためでございます。

次に、児童福祉費の予算額でございますが、2億6,344万2,000円で、対前年度比3,617万6,000円の減となっております。その主なものでございますが、新規事業のファミリーサポートセンター臨時職員1名の賃金166万4,000円、子育て支援センター事業委託料752万1,000円、放課後児童健全育成事業委託料275万円、私立保育所運営負担金1億7,557万1,000円、公立保育所運営負担金450万3,000円、延長保育促進事業費補助金1,649万2,000円、子ども医療費助成事業4,222万円、子どものための手当1億6,620万円などが計上されております。

次に、保健衛生費の予算額でございますが、2億6,255万3,000円、対前年比811万1,000円の減額となっております。その主なものは、職員7名分の給料2,247万6,000円と、病院事業会計繰出金2億1,933万9,000円となっております。

次に、予防費の予算でございますが、予算総額3,650万3,000円で、対前年比1,319万6,000円の減となっております。主なものは、委託料の3,005万1,000円、内訳の主なものは、個別予防接種乳幼児定期委託料908万円、高齢者インフルエンザ予防接種委託料1,110万円、子宮頸がん予防ワクチン接種委託料637万6,000円、ヒブワクチン接種委託料132万8,000円、小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料169万1,000円、それから、乳幼児インフルエンザ予防接種等助成として550万円等でございます。

次に、健康増進事業費でございますが、予算総額は3,757万4,000円で、対前年比29万6,000円の増となっております。主なものは委託料の3,256万3,000円で、健康管理システム保守点検委託料の80万1,000円と、セット健診委託料1,320万6,000円、選択健診委託料が1,637万円、病院健診委託料が199万1,000円などとなっております。

次に、健康づくり事業費でございますが、総額262万3,000円、対前年比で4,000円の減となっております。主なものは、健康ウォーキング大会や健康推進員活動等の報償費として126万8,000円と、食生活改善推進協議会負担金80万円等であります。

次に、母子保健事業費でございますが、予算額は1,113万6,000円で、対前年比で14万2,000円の増となっております。主なものは、報償費の80万4,000円で、内訳は乳幼児健診謝礼や助産師訪問謝礼、歯科衛生士謝礼、母子健康推進員報償費等であります。その他乳幼児健診委託料は145万8,000円、妊婦健診委託料781万5,000円等となっております。

次に、保健センター費でございますが、予算額263万8,000円、対前年比で203万円の増となっ

ております。増額要因は、保健センターの屋根防水改修費の252万円となっております。

次に、特別会計平成24年度和水町介護保険事業会計予算は、歳入歳出それぞれ15億9,431万3,000円で、対前年比で4,887万3,000円の増となっております。介護保険料は3年ごとに見直しが行われておりますが、第5期から補助率が若干変更されまして、介護保険料の基準額は月額5,400円となり、前期よりも440円のアップとなっております。

まず歳入面では、介護保険料として第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料2億2,963万5,000円と、現年度分普通徴収保険料1,208万6,000円、そして、国庫支出金として介護給付費負担金3億425万6,000円、国庫補助金調整交付金が1億4,604万1,000円、支払基金交付金4億4,117万2,000円となっております。なお、県支出金は、介護保険給付費負担金1億9,016万1,000円と、町からの一般会計繰入金は、介護給付費繰入金として1億9,017万1,000円等が計上されております。

歳出では、一般管理費予算3,729万3,000円で、対前年比134万5,000円の減額予算となっております。主なものは、職員4名分の給料1,473万4,000円と、介護保険認定調査員2人分の265万4,000円、印刷製本費として、第5期介護保険パンフレット印刷代60万円等でございます。

なお、介護認定審査費は、主治医の意見料として453万6,000円、介護サービス等の諸費では、負担金補助及び交付金の4億9,159万2,000円、地域密着型介護サービス給付金では、負担金補助及び交付金7,938万円、施設介護サービス給付費では、負担金補助及び交付金の7億1,352万円等が計上されております。

そのほか、地域支援事業関係では、地区公民館での介護予防教室運営委託料として、29カ所分870万円と、アクティビティ認知症介護教室委託料414万円等が計上されております。

次に、和水町特別養護老人ホーム事業会計予算総額は、歳入歳出それぞれ4億7,567万1,000円で、対前年比で1,550万2,000円の減額予算となっております。歳入の主なものは、サービス収入の4億5,413万3,000円で、その構成比率は95.5%となっております。歳出面では、総務費の4億3,404万1,000円は、一般職給料49名分と臨時職員26名分で、サービス事業費は3,721万4,000円、支援事業費は341万6,000円等が計上されております。

なお、平成24年度から介護職員の処遇改善加算が創設され、平成23年まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続するために、当該交付金を介護報酬に移行して、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充当することになっております。

なお、特別養護老人ホームの職員数は、全部で77名となっておりますが、その中で事務職は施設長の兼務を含めて2名であり、専従の事務職員は実質1名と同じであります。従前の4名体制とまではいいませんが、特老施設の複雑な予算執行事務を的確に遂行するためには、事務職の増員は喫緊の課題であるということを指摘しておきました。

次は、国民健康保険和水町立病院事業会計について。収益的収入及び支出の予定額は、収入支出、それぞれ9億2,800万円で、対前年比で108万3,000円、0.1%の増となっております。事業計画では、患者数5万5,400人、昨年と比較しますと1,090人の減、入院患者数2万4,400人、昨年と比較しますと490人の減、外来患者数3万1,000人、昨年と比較しますと600人の減、それから、

損益勘定所属職員数70人と技術職員56人は、前年度と同じであります。ただし、事務職員は6人で、前年度より1人増で、その他の職員は8人で前年度より1人減となっております。

補助金関係は、病院群輪番制補助金339万2,000円と国庫調整交付金利用情報システム導入補助4,000万円、同じく国費で医療福祉連携室補助金304万8,000円と、国費の糖尿病教室補助金56万円の合計4,700万円が計上されております。

次に、資本的収入及び支出の予定額は、収入予算額は1億1,347万9,000円で、支出予算額は1億4,971万5,000円となっており、支出額に対して不足する3,623万6,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填することになっております。なお、町立病院では、既にエコネットシステムを設置導入しており、平成24年度では年間120万円の節電効果を見込んでおり、節電対策に真剣に取り組んでいることを報告しておきます。

以上で、厚生常任委員会に付託されました平成24年度当初予算案の審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで厚生常任委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時35分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 荒木政士君

○建設経済常任委員長（荒木政士君） 改めましてこんにちは。建設経済常任委員長の荒木政士です。

本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました平成24年度当初予算審査報告を行います。

当委員会では、3月9日午前、経済課、午後、建設課の予算審査を行いました。

まず経済課関係予算は、農業費で2億3,929万8,000円、林業費1,287万5,000円、商工費1億1,451万4,000円、合計の3億6,668万7,000円の総予算となっています。

まず農業委員会関係です。農業委員会関係では、農家台帳システム導入終了により、1,000万余りの減額となっています。農業総務振興費は、9,528万1,000円の中には、有害鳥獣補助委託料150万、農業後継者補助金40万、新規収納者助成金120万、6名分、有害鳥獣対策に152万、その他、生産部会補助金山太郎祭補助金等、例年どおりの予算計上となっています。農業振興のためにも、農業振興補助率アップ、認定農業者、新規就農者に対する担い手育成対策の充実を願うところであります。

次に、中山間地直接支払事業につきましては、昨年と同様の53協定6,184万9,000円の計上となっています。また、農地・水・環境保全対策事業は、24年度より2期目に入り、共同活動のほかに農業用施設の長寿命化のための向上活動に対する支援が受けられるようになっています。交付

額は19組織506万7,000円と、250万円余りの増額となっています。担い手育成事業につきましては、経営体育成支援事業について、先日、農業者を対象に説明があったところでもあります。こういう国庫補助事業の活用を期待するところでもあります。

土地改良費につきましては、東部地区の24年度採択を予定し、換地業務委託料770万円の計上です。また、土地改良区補助金620万円につきましては、委員会での指摘を受け、先日、全協での説明を指示したところでもあります。次年度より適切な計上を指示したところでもあります。

農地流動化地域推進事業では、単年度事業ではありますが、規模拡大を促す上でも必要な事業であり、いい事業であるということを思うところでもあります。

次に、林務関係です。林道蜻浦線道路改良868万8,000円が大きな事業であります。林業関係は、将来的に雇用を生む事業であると思われます。森林組合等との連携を密にし、推進をしていただきたいと思うところでもあります。

商工関係では、商工会補助金、保守点検委託料、清掃委託料、施設管理委託料など例年どおりの計上となっています。ロマン館、物産売場面積拡張工事900万、また、新規事業として観光交流体験ツアー委託料100万、和水魅力アップ事業200万円の増額が計上されています。これらの事業は、観光によるまちづくりのためにも有意義な事業であると思われます。

また、委員の意見として、観光関係の事業を4月から設置される企画課への統合をして、観光協会の充実、観光によるまちづくりの推進を図るべきではないかとの意見があったことも申し添えておきます。

次に、建設課関係です。建設課関係、総額は7億422万8,000円の計上です。土木総務費で、県道路事業負担金600万、県道和仁菊水線、土木費補助88件、4,284万9,000円、特別会計への繰出金4,981万円が主な計上です。

道路維持費につきましては、23年度が前年度繰越金で対応したため、24年度は4,200万円の増額計上となっています。

道路新設改良費では、単独事業で10路線の改良工事費等2億2,198万9,000円で、昨年より若干の増額がっております。補助事業での2億円の計上、この事業では、平成23年度が半額に減額されました。満額の実行を願うところでもあります。

橋梁維持費につきましては、大きな修繕工事があり2,400万円の増額となっています。

河川総務費では、樋門管理美化業務委託料は例年どおりの計上で、工事費として700万円、河川掘削、除草作業6カ所が計画されています。

全体の意見として、社会資本整備のためにも、もう少し予算増額を望むところでもあります。また、住宅管理費等も老朽化のため修繕工事費等増額されていますが、必要な事業であろうと思うところでもあります。

次に、特別会計、簡易水道事業会計です。歳入では、使用料1,800万1,000円と一般会計からの繰入金1,981万8,000円で、歳出の公債費元利合計2,445万1,000円を補っている状況にあります。加入戸数602戸、給水戸数446戸、給水率の向上を願うところでもあります。また、未納は13戸で47万8,670円とのことであります。

次に、下水道事業会計です。歳入といたしましては、使用料1,860万1,000円、国庫補助金6,000万、一般会計より繰入金7,221万3,000円が主なもので、歳出については、昨年度に続き、特老分の工事費1,500万、償還金、元利合計の6,500万6,000円で、この償還金は23年度がピークで、今後減少していくものと思われます。また、計画戸数400戸に対して、加入戸数353戸で、加入戸数率78.4%、今年度8戸の加入が予定されています。また、未納につきましては、6万2,030円とのこと。加入率の向上と償還金のこれからの減少により、今後、一般会計からの繰入金も減少していくものと思われます。

次に、特定地域生活排水処理事業会計です。歳入では、使用料2,625万、繰入金2,999万2,000円で、国庫補助金につきましては、前年度に前倒して受領しているとのこと。

歳出では、保守点検委託料2,628万4,000円、工事費30基分4,544万4,000円、償還金元利合計1,606万7,000円の計上となっています。この事業の課題としては、平成23年度より町設置型に一本化されたことにより、環境衛生面を考えた場合、個人設置型の町管理への編入、寄付の推進が必要であろうと思うところであり、また、未納につきましては、本年1月末で104万280円あります。

最後に、これらの三つの特別会計につきましては、一般会計からの多額の繰入金がありますが、衛生面、環境面、そして安心・安全な住みよいまちづくりのためには、この社会資本整備事業は推進していく必要があると思うところであり、

以上で、建設経済常任委員会平成24年度予算審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、常任委員長の平成24年度当初予算審査報告を終わります。

日程第15 議案第16号 平成24年度和水町一般会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、議案第16号「平成24年度和水町一般会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番荒木です。4点ほど質問いたします。

まず41ページ、高齢者福祉費の18節の備品購入費で、緊急通報装置、5台分41万が計上されています。前年度が10基分だったろうと思います。81万9,000円あります。現在、81基あるということで、私もちょっと高齢者の方から必要だけというような話を聞いて、ちょっと帰って話したところですが、今現在、81基、これで足りているのか。いろんな査定といたしますか、そういう要件はあろうと思いますけれども、その点を1点。

次、45ページの19節の保育所運営費負担金、これ私立が前年度からすれば4,000万円ぐらい減額になっております。単純に入園者の減少なのかお聞きしたいと思います。

次に46ページ、一番上の出生手当でございます。先日、1番議員の一般質問で、町長が第1子から10万、5子まで50万ということでありまして、単純に考えて1,000万ぐらいの補正

がいるんじゃないだろうかとも思いますけれども、どのように思っておられるか。

次、49ページ、中ほどの委託料です。この件は、これは先日の減額補正がございましたが、昨年からしますと1,300万ぐらいの減額、その中でも、高齢者のインフルエンザ予防接種が、昨年度が確か170万だったと思いますけど、子宮がんのほうが前年度は1,100万組んであったと思います。この減額になったということで、前年度とかいろんな予算でございますので、予測して立てられておると思っておりますけれども、そのへんの所をお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） お答えします。まず、緊急通報装置の設置状況でございますけど、昨年度は、23年度当初は10台の予定で予算を組んでましたけど、23年度は新規にしているところはないということで、24年度は5台を見込んでおこうかということで、予算的には減額をしております。

充足率というか、現在、菊水が39台、三加和42台ということで、81台設置をしておりますけど、条件としましては、一人暮らしの家庭ということにしておりますけど、要望があれば調査して設置していきたいと思っております。

それから、次の45ページの保育所運営費の負担金の私立分なんですけど、3月の補正でもかなり減額をしていただきまして、平成23年度の当初の金額は、若干多過ぎたという関係で、3月に補正をさせていただいております。それから、24年度の当初としましては、実績的にこれくらいで足りるのかなと思ひまして、1億7,500万を計上しております、入所者等利用者が減ったんじゃないなくて、大体これくらいでいけるということで昨年と比べましてかなり減額をしております。それから、出生手当ですけど、先日、一般質問のときに町長のほうから、第1子から支給するというので発言がありましたので、今、南関町の条例、要項とうちの条例等を見合わせながら、どういう条件が一番いいのかということも今現在検討しております。今のところ予定では、6月の議会のほうに提案をさせていただいて、4月にさかのぼって実施するならということで今進めている状況でございます。出生手当だけじゃなくて、ほかの所やお年寄りの関係も、いろんなことを考えながら、また今から検討している状況でございますので、もう少しかかります。

補正のほうは、24年度の新規の、新年度予算は、第3子から第5子までの分で、予定として490万を計上しているところでございます。

それから、次のインフルエンザ予防費ですね、49ページの予防費のインフルエンザ関係なんですけど、昨年は当初22年のこれぐらいから、新型インフルエンザということではやってまして、23年度は、その新型のインフルエンザの場合、補助等がありましたので、予算的にもかなり高く計上はしておりました。23年度に実際なって、新型インフルエンザじゃなくて季節性のインフルエンザということになりましたので、そのへんになって補助も少なくなりましたし、補助、町からの助成のほうも、23年度当初では、新型インフルエンザと同等の、全接種者に補助する予定でございましたけども、季節性インフルエンザという形になりまして、65歳以上の方と中学生以下の方のみの補助、助成という形になりましたので、24年度もその方針でいくことで、インフルエ

ンザ関係も減額になってます。

また、子宮がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎ワクチンですけど、これも23年度の実績等に従いまして、一応予算を計上しておりまして、大体子宮がんを400件、ヒブワクチンを400件、小児肺炎ワクチンを150件という形で、23年度実績程度で計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番荒木です。

まず緊急通報装置ですけども、81基になって、今、確か一人暮らしが多くなって、これもだんだん必要になっていこうと思います。ちょっと今、そういうこれを貸し出す基準といたしますか、それがちょっと厳しいんじゃないかというふうな、そういう言い方も私もちょっとされたことがありますので、そこのところをある程度緩和して、何かあった場合がやっぱりいろいろ、今、孤独死っていいですか、そういう報道もいろいろあっておりますので、是非、進めていただきたいというふうに思うところでございます。

それと、次の子ども手当については、はっきり言って私どももこれを推進していただきたいという意見でございます。6月で、もちろん条例改正等も出てくるだろうと思いますし、不足額については、まだ計算されてないというか、そういうことであると思いますので結構と思いますから、前向きに進めていただきたい、そういうふうに思うところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 緊急通報装置の設置基準等は、私たちもそういうような動きはあるわけでございます。このへんも、こちらのほうも内容等を見直して、できる限り大事なことでございますので設置していきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 議案第16号「平成24年度和水町一般会計予算」は、質疑の途中でございますが、ここでしばらく休憩をいたします。

午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時02分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第16号は、質疑の途中でしたので、議案第16号「平成24年度和水町一般会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 4点ほどお伺いいたします。

まず28ページ、総務費の総務管理費、節の13節の委託料の中に、顧問弁護士料が63万円とあります。昨年からしますと、約10万5,000円ほど増加いたしております。この増加の根拠は何なのか、併せて23年度における相談件数は何件ぐらいあったかをお伺いします。

それから、同じその下の行政評価システム導入委託料283万5,000円でございますが、金額は特に問いませんが、この行政評価システムと、これは1回説明があったかと思っておりますけれども、再度、システムについてお伺いをしたいと思います。

それから、31ページ、総務費の管理費の中の19節負担金補助及び交付金の中の太陽光発電設備補助金480万円とあります。昨年からしますと大幅に予算がアップされております。この予算増額のねらいは何なのかについてお伺いをいたします。ねらいは何であるかということです。

それから、次、35ページ、13款の諸節の中の諸費の中の補助金負担金の所ですけれども、防犯灯設置等補助金54万9,000円とあります。昨年からしますと8万6,000円ほど減少しておりますけれども、もうこの減少しているということは、ほぼ整備が完了したというふうに理解しているのか。今後の整備計画を併せてお聞きをいたします。

併せて集落間の整備の整備状況はどうなっているか、以上についてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） まず、28ページの顧問弁護士委託料について、まず10万5,000円ほど上がるとということでございますが、昨年度はなるべく安くお願いしたいというふうなことをお願いをしたんですが、相談件数等も結構あるものですから、通常が60万で消費税というようなことでお願いをしたということでございましたので、今回、63万に計上させていただきました。

それから、相談件数につきましては、ちょっと私、資料を今持ってきておりませんので、後ほどお答えをしたいと思います。

それから、行政評価システムにつきましては、これをいろんな役場の中で業務をやっておりますけれども、それを予算書でいうと大きくしか出てまいりませんけれども、それを一つの事業としてとらえた場合、人件費から物件費から云々、出しとる分があるかと思っております。それをじゃあどういう形で生かしているのかというのを、行政の評価をするということで、評価をして、それを生かして次のまた計画に乗せていくというような、言葉ではちょっと分かりにくいかと思いますが、そういうシステムを今つくっている状況でございます。これにつきましては、23年度から始めたところでございますので、23年度は各担当、1業務なり2業務を選び出して、それに基づいてそういう事業ごとの評価をやっていると。20年度からは全体がまた、ほかの事業も含めてやっていくようになってきますし、実際、費用対効果がどうかとか、そういうことも判断する材料にするための行政評価システムでございます。

それから、太陽光につきましては、前年度までは1キロワット当たり1万5,000円で4キロワットまで6万円が上限ということでやっておりましたけれども、今、震災等のあれも、影響もありますし、節電等のそういう社会の今、情勢として流れもあるかと思っております。今後、やはり太陽

光発電の、各家庭における太陽光発電の拡大をねらってということで、1キロワット当たり3万円の4キロワット、12万と。1件当たり12万が最高ということで、40件分計上しているところがございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） もういっちょ。防犯灯ばもういっちょ。

○総務課長（徳永宣久君） それから、防犯灯につきましては、これは防犯灯につきましては、各行政区から11月までに区長さんを通じまして申請があったところをこちらのほう、警察あたりとか一緒に回って、本当にここは必要だなというところがあるのかどうか、そのへんを確認をした上で、今回計上しているところがございます。行政区間の防犯等につきましては、まだついてない部分もあるかと思えますけれども、そういう要望があったところに対しては、今の補助金を出している状況でございます。

それから、町管理分として、先ほど言いました行政区間の防犯灯につきましては、工事請負費で30万計上をしているところがございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 顧問料につきましては、元に戻ったというか、大体公定相場というのは60万だというふうに聞いておりますので、今までが特別安くしていただいとったかなということで理解をできるところです。

それから、積極的に、やはり顧問弁護士おられるわけですから、ちょっとしたことも相談して対応したほうが、より担当の方々も安心して対応ができるんじゃないかというふうに思いますので、これは顧問弁護士の先生については、積極的に利用していくという語弊ですけども、相談、御指導を得ながら対応していくということで、今後もやったほうがいいかと思えます。

それから、この行政評価システム、費用対効果を見るんだという、一言で言うなら費用対効果を測定するというふうに理解をいたしました。大変結構なことかと思えます。このへんを導入しながら、やはり意識の改革、事業改革、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、太陽光発電、昨年からはますと倍額になっております。大変結構かと思えます。エコなクリーンなエネルギーを利用してエコタウンを強調するというような意味合いもあるかなと、併せて節電を図っていくというようなねらいも含まれてるかと思えます。このへんについても、積極的に今後対応すべきことであろうというふうに思うわけです。大体、これは今まで何件ぐらい、管内に、町内にはどれぐらいの設置件数があるのか、これは後で結構でございますので、もしもお分かりでしたら後で教えていただきたいと思えます。

それから、この防犯灯ですけども、これについては行政区から申請があった所は現地を確認して対応しているということです。行政区内はそれなりに私は整備ができてるかと思えます。順調にいつてるかなと。ただ、集落間を結ぶ所、この辺がちょっと取り残されているというふうに感じるわけですね。特に子どもたちが冬場12月ごろ、日がぼとっと落ちてる11月、12月、このへんが早く日が落ちるころ、中学生の子どもたちが帰る中ではもう真っ暗ですよ。そういうところのことを考えますと、非常に心配な部分があちこちに見受けられます。ひとつこのへんについ

ては積極的な対応をしていただきたい。事故があつてからでは私は間に合わんと思いますので、特にこのへんについては検討していただくようによろしくお願ひをしたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） まず、太陽光の23年度の実績につきまして申し上げておきたいと思ひます。現在37件申請がございまして、金額にしまして222万円、支出をするようになっております。予算が240万でしたので、ほぼ目標どおりかなと思ひます。

それから、町といいますか、行政区と行政区の間の、町のほうで管理をする防犯灯というのは、先ほど30万と申しましたけれども、10カ所予定をしております。

それから、防犯灯の設置等補助金ということで、これは54万9,000円でございますけれども、12行政区から出ております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 11ページの収入の中で、個人分と法人分ですね、個人分が前年と比較して141万4,000円とマイナスになっておりますが、階層別に、これ22年、21年でしょうかね、比較で検討されているかと思ひますけれども、そこあたりの説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 昨年度、平成23年度、22年分になりますけれども、所得関係を申し上げます。まず、営業等の所得金額が4億1,889万4,000円、21年分と比較しますと、2,667万円の減少でございます。人数にしますと445名、21年分と比較しますと37名の減、平均所得金額が94万1,000円、平均所得を平成21年分と比較しますと、1万7,000円増加しております。

それから、農業の所得金額ですが、1億6,964万3,000円、21年分と比較しますと、3,390万円ほど増加しております。人数にしますと1,174名、21年分と比較しますと、206名減少しております。それから、農業の平均所得金額が14万4,500円、21年分と比較しますと、4万6,000円の増加でございます。

それから、給与の所得金額75億9,351万円、21年分と比較しますと、4,134万円減少しております。人数にしますと5,107名、21年分と比較しますと147名の減少しております。それから、平均所得金額が148万7,000円、平均所得を21年分と比較しますと、3万4,000円の増加しております。

それから、公的年金の所得金額ですけれども9億4,817万9,000円、21年分と比較しますと、2,534万円増加しております。人数にしますと4,600名、31名ほど増加しております。平均所得金額は20万6,000円、平均所得を21年分と比較しますと、若干ですけれど4,000円ほど増加しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） はい、杉本です。先ほど、副町長のほうからちょっと企業誘致の件を言

われましたので、先ほどの個人分、法人分の税金のところでも質問させていただきます。

やっぱり企業誘致なんですけど、どこにか10万円という金額もあるんですけど、ここでさせていただきます。少しやはり和水町のアンテナが私は低いと思います。何を根拠に言うかという、担当の方にはちょっとお話しなんですけど、この町内で100ヘクタール以上の土地を探しておられる大企業、世界に名の通った大企業もあります。あと5町とか10町という企業もこの町内で土地を探しとる現状があります。その町の中でいい企業、いろんな税金とかいろんな問題がありますので把握せないかんですけど、実際今、進出したい企業というのは現実あるわけですよ。だから、やはりこう、県なりいろんな当局と打ち合わせしながらすれば、結構、人口減並びにこの法人税とかの還元できるものがあると思うんですよ。

ただ、言われてる企業が、さっきも言いましたけど、絶対いい企業とか、いろんな見方があると思いますので一概には言えませんが、本当に大企業だって進出したいと、実際動かれております、町内で。だから、もったいないと思うんですよ、若い人の雇用の場、あと少子化対策にもなるし、いろんな面でいいメリットがあると思いますので、そこらへんの心意気を町長にお伺いしたいのと、あと一つは保健体育係で82ページ前後に、体育係の給料3名分だと思うんですけど、給料も入っております。そして、ちょっとこれは分からないので教えていただきたいんですけど、648万円、施設運営管理委託となっております。体育館、スカイドーム管理人とか、そこらへんの兼ね合い、何か今までと変わる部分があるのかどうかをお伺いします。

もう一点は、ちょっとすいません、ページ見とらんですけど、学校統廃合とかいったときにちょっと分からないので、春富小学校土地購入で400万ぐらい計上してあるんですけど、そこらへんのところを質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 企業誘致に関しては、それなりに努力いたしておるところでございますが、議員さん、こういうふうにあります、あああります、どうぞひとつ、できれば現に町内で動いておられるということであれば、どうぞ担当のほうに「どこがある」というごたることを具体的にひとつ御提言、おつなぎいただければありがたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 現在の社会体育係は、体育館の、町体育館のほうに2名、それからスカイドームのほうに1名配置しております、3名おりますので、人件費についてはそのまま計上しているところでございます。

それと、委託費ですけども、そちらのほうは今言いましたように、社会教育課というのは、体育係、文化係、社会教育係、三つの係が4カ所に分かれて仕事をしております、なかなか連絡調整とか意思疎通の面で不便な部分がありましたので、以前議会でも御指摘があったとおりですけども、今回、24年度から体育係の3名を1カ所に集めて、中央公民館と三加和公民館に分かれてする分は仕方ありませんけども、その分を引き上げまして、昼間の管理についても、管理

人さんをそれぞれ1名ずつ、スカイドームと町体育館のほうに増員した上で、管理はもうすべて管理人さんのほうにお願いするというような方向で考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 土地の購入の件で今御質問で、これは71ページのことだと思えますが、公有財産購入ということで401万8,000円、これは春富小学校の運動場部分に、これまで借地ですとお願ひしておりましたけども、この際売りたいということでございましたので、1,150平米ぐらいでしょうか、購入をするということでございます。学校統廃合も関係がありまして、学校敷地はきれいに整理する必要がございますので、お売りならということで、この際買いましょうということで予算をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） まず、町長のほうから前向きな答弁をいただきましたので、その話があったときは、土地の確保とかは、先ほどの話では企画室ということになるんですかね、結構なチャンスだと思いますので、前向きに進めていただきたいというふうに思います。私も情報提供はします。

あと、先ほど体育館とかいろいろお伺いしたいのは、根拠は、私の聞き間違いでありましたら最初に謝ります。この前、7番議員の一般質問のときに、その担当職員が公私混同で云々というのがあったんですけど、そのときに教育長の答弁の中に、何か指導するとか何か言われたような記憶があるわけなんですよ。ちょっと私も首ひねりよったとですけど、と言われると、やはり本人に確認されて、そういう事実があったのかどうかですね。もしもあったとすれば、やはり事前に注意されとるだろうし、もしもなかったとしたら、やっぱり職員さんの、町職員さんの意欲、やる気が減退する可能性もありますので、そこらへんも含めて答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、杉本議員の御質問にお答えいたします。

特段、連絡漏れというようなものがあったということじゃなくて、この前の小山議員からの指摘もありましたように、体育館のほうの職員が2人おりましたけれども、町の職員というものと、もう一つ、体育協会の事務局というのも担当いたしておりましたので、そのへん的意思疎通というものをきちんと図るということで、この前答弁したところでございます。

今後、委託しましても、社会教育課のほうには実際おるわけでございますので、そのあたりでこれまで同様、業務は遂行しながら、連携を更に密にしていきたいと考えております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 35ページですね、19の負担金補助及び交付金の中の税を考える週間負担金2万3,000円、これは租税教室等負担金ということで、一般質問で私やりましたが、小中学生

を対象に税に関する作文等ということで、2万3,000円だというふうに思いますが、ちょっと内容の説明をお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 税を考える週間負担金ですけれども、内容としては、各小学校、それから中学校、ございますけれども、希望される小学校とか中学校になりますけれども、各希望される小学校に税のほうですね、ちょっと資料を持ってきておりませんので、後で回答したいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 要するに聞きたかったのはですね、この説明書によると、作文を租税教室の話聞いて作文を書くということで、町のほうからそれに対する補助金を出しているのかなというふうな感じを受けたわけですね。しかし、教育委員会のほうで、一般質問でも答弁のあったとおり、教育委員会のほうで、教育行政のほうでやられてるということでしたので、そこあたりがどういうふうに予算が計上されていってるのかなと、流れがですね。それがちょっと分からなかったものですから聞いたんですけど、後でしか分からないということであれば、後で結構ですけど。

教育委員会では。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） この前もちょっと笹渕議員のほうから租税教室の御質問ございましたですね。あのときの作文等もありましたけども、その作文週は、租税連絡協議会というのが玉名にあるんですね、そこで作成されている。それを各学校、また個人に配ってるということでございますので、そのあたりの負担金かなと、私、個人的に分かりませんが、そんなふうになんか感じたんですけども、教育委員会からは別にそういう負担金を出してありません。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 講師となるべき人に来ていただくと。税理士さんとかいうことだったと思うんですが、そういう人の場合の日当代とか報酬的なことということでは、どこからこう経費として出されてるんですか。教育委員会のほうですか。もしこの中に入ればそれを教えていただきたいんですけど。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 財政的な負担というのは、私、了知し得てないんですけども、先日お答えした租税教育の場合は、町の税務住民課からも行かれます。しかし、それ以外に税理士さんとか税務署とか、そういう専門の方が学校においていただいで指導いただくこともあります。そ

ういった旅費等は、恐らく玉名管内でしたら連絡協議会、租税教育の連絡協議会の中から負担していただいているのかなと私は了解しておりました。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 各小学校に税の関係で教えられるほうの負担金は、県租税教育推進協議会負担金のほうから出ております。税を考える週間負担金は、中学生を対象に作文を、税に関する作文等を中学生に出してもらっております。その負担金関係が2万3,000円でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 総務課長に4点ほどお尋ねいたします。

61ページの工業団地の等登記委託料60万、この明細についての説明と、第2点は、ふるさと納税が始まって3年間きたと思いますが、このふるさと納税の今までの、昨年で結構ですので、納税があったのか。そして、本年度はこれは目で1,000円とか組んであると思いますが、ここらへんについてお伺いします。

3点目には、何かちょっと私、理解がまだようと聞き取れなかったのでお尋ねいたしますが、消防副団長がなんか今度何か代わるからというような話だったようですので、ここらへんを詳しく説明をしてください。

それから、30ページの車購入費の226万9,000円、この明細について答弁をお願いいたします。

それから、これは建設課長ですが、町営住宅の1,800万の家賃収入がありますが、昨年度、滞納が104万とかおっしゃったと思いますが、ここらへんについて、はっきりとした数字を説明をお願いしたいと思います。

それから、これは経済課長さんと思いますが、緊急雇用創出補助金のこの前尋ねたときは20名分ということでありましたが、この明細、それから、どういう仕事をしておられるのか。どこに何名ぐらいおられるのか、そこらへんを詳しくちょっと説明をしてください。

それから、最後に社会教育課長に、体協の予算が126万組んでありますが、この明細について説明をお願いいたします。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） まず61ページの登記の関係ですけど、内田のほうに工業団地がありまして、その特別会計は廃止していただいておりますが、まだ未登記が2筆残っております。その2筆が難解なやつで、非常に相続系統図をつくと幅広くなりますので、なかなか職員でできませんので、司法書士の先生にお願いするというので、1件平均の30万の2筆ということでも60万ということなんです。

それから、緊急雇用のことでもございますけども、これは24年度は8名になります。ふれあいの森とか観光PRとか、そういったふうな事業に募集をかけていきたいというふうになっております。

す。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） まずちょっと、順番がばらばらになるかと思いますが、お答えをしたいと思います。

まず、自動車購入は財産管理のほうの自動車購入だったですか。

（自席より発言する者あり）

はい。財産管理のほうの18節の備品購入で自動車購入をしております。これは、支所の福祉課の車を1台、これは入れ替えです。もう老朽化をしたということで。それから、健康福祉課に1台、これは新たに1台購入をするということでございます。

それから、副分団長の件は、これは合併当初、副分団長がおったわけですけれども、そのときが2年間だけ、合併当初の2年間だけ副分団長を置いた状態でした。その後、分団長を置かない状況が続いたわけですけれども、そのとき、副分団長をなぜ廃止したかといいますか、なくしたかといいますと、どうしても何て言いますか、副分団長の立場といいますか、それが、団長から副分団長、それから部長という流れになると、どうしても流れが悪くなるようなこともあって、分団長、副分団長、部長、団員という段階に分かれつつわけですけど、それを今回、副分団長を分団長の横にちょっと出したような形で、通常の命令系統については、分団については、分団長から部長、団員という形で流すわけですが、分団長あたりも海外出張があったりとか、病気でちょっと来れないとかそういうとき、それから、もし火事の場合でも、分団長がどうしても仕事で来てない場合、誰かが指揮をとらならないかんとということで、そういうときに副分団長が分団長の代わりをするという形で、代理といいますか、そういう役割をしてもらうために、今回24年度から副分団長を復活させたということでございます。

それから、ふるさと納税につきましては、これはちょっと23年度実績持ってきておりませんが、200万とかそういうやつもあった状況で、これも後ほど、件数、金額はまた教える形です。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 体育協会への補助金の件ですけれども、この前の一般質問でもちょっと一部触れましたけれども、体育協会の予算については、そのほとんどがこの補助金によって賄われておりますけれども、その中で経費としましては、種目が陸上・水泳・野球・ソフト、それからテニス・卓球・バドミントン、その外ずっとペタンク等も含まれておりますけれども、19種目の評議員、あるいは種目別の団体がございます。そちらのほうにそれぞれ振り分けられておりますし、また、郡民体育祭とか県民体育祭への選手の派遣費、そういったものに主に使っているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 町営住宅の滞納の状況ということでお伺い、質問でございますけれども、平成24年度2月末の町営住宅の使用料の滞納状況といたしましては、滞納者が29名、滞納額は924万2,550円ということになっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 滞納が29件の924万、これが大きい人は何年分ぐらいの滞納があるのか、そすと、この900万というのは想定外に、もう少しやっぱり300万ぐらいまで減っているかなと思って質問したわけですが、1,000万近くということは大変大きな問題でございますので、ここへの長期の滞納者とか、そこらへんをひとつ説明をお願いします。

それから、体協の予算の126万ですか、18種目。この体協の126万の使途は体育協会で割り振りをされますか。19種目ですか、その点についてお伺いしたい。

私にある種目からですね、「合併前まではもらいよったばってん、合併の後は出んごとなつたもん」と、そういう話があったもんだから今質問したわけですが。これははっきり言いましてグラウンドゴルフです。分かりやすく言いますと。グラウンドゴルフ、相当の人数がおられますので、よければひとつ、予算を組んでいただきたいということで。

それから、体協の会長に聞いてみますと、これは体協内で割り振りをしよるもんなと。なら、そこらへんでいっちょ是非考えてくれんか、いろいろな種目に補助が出ているようでございますので、グラウンドゴルフも今、数も多くて、いろいろな大会もありますので、そこらへんを交通費とかいろんな面で要るそうでございますので、ひとつそこらへんを考えてくれということでありますので質問に出したわけでございます。

その点についての答弁と、ふるさと納税につきましては、ある人が、「私は和水町にだいぶんしよりますよ」ということがありましたもんですから出したわけでございます。納税されますと、そのブランド品とかいろんな特産品をやるとか、そういうことがあったと思います。後で結構ですので、昨年度、何百万ぐらいあったのか、本年度はそれを予定をしていないのか、そこらへんですね。

いろいろ尋ねたいですが、緊急雇用創出事業は、これは給料は14万ぐらいだったですかね。そして今、昨年度は何名で、どういう仕事をされましたか。昨年度。以上の点について再度お伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 町営住宅の多額の滞納者ということですけど、ちょっと個人別については今、資料を持ち合わせておりませんので、また。

（自席より発言する者あり）

そういうふうなやつに、また後で取り決めさせていただきます。

一応、去年に比べましては、少ないですけど50万程度は削減するような形で今、頑張っって徴収はしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 体育協会につきましては、社会教育団体の一つとして活動していただいておりますけど、その団体の中で総会が開かれます。その総会の中で、先ほど言いましたように、いろんな大会の派遣費、その他、それから、それぞれの種目別の活動費としまして、振り分けといいますか協議がなされまして、その総会で決定されるというようなことでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） 24年度で申し上げます。入りのほうは経済課でやりますけれども、出のほうは、先ほどちょっと言いましたように、ふれあいの森は総務課のほうでやっていただきますし、観光関係のことも言いましたけど、それは経済課の商工のほうでやっております。こちらは単価が5,500円です。

もう一つ、経済課で耕作放棄地対策ということで、現場等々がありますので、こちらのほうは単価は6,000円ということで、ふれあいの森から今最後に言いました3件で、合わせて雇用は8名を予定しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 大体、説明で理解しますが、先ほど言いましたように、町営住宅につきましては、町長、これはやっぱり大きな、あんまり言いたくないばってん、これはやっぱり保証人もおられますので、そこらへんも十分含めて、これは大きな課題としてやっぱり検討しながら徴収をせんことには始まりませんので、これはやっぱり町長あたりも副町長、目を通していただいて、ひとつ本当に保証人あたりまで督促をしてですよ、取るようにひとつ啓発お願いをしたいと思います。

それと、体協関係につきましては、そういう割り振りは、体協の理事会ですか評議員会でされるとですか。

（「総会」と呼ぶ者あり）

総会というのは、理事会と評議、ちょっと待って、総会というのは体協の理事さんがおられますでしょう、評議員さんもおられますでしょう、それが総会ですか。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 総会というのは、会長、副会長を含めて、それから理事さんがおられます。それと、各種目の評議員さんがおられますので、そのすべてが集まってされるのが総会ということになっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 徴収ですけれども、徴収につきましては、一応、督促状とか催促状を発行しまして、担当者のほうから入っている方々に連絡しまして、呼び出しをかけて、分納等につきましても、分納で払っていただくような形をしております。

そのような形で、それでもできない方につきましては、連帯保証人のほうに連絡いたしまして、そちらのほうからでも支払っていただくような形を今現在、とっているような状態でございます。そういう形で、滞納につきましては、そういうふうな対応を現在とっている状況です。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 荒木拓馬君

○10番（荒木拓馬君） 10番荒木です。49ページのインフルエンザの事業費関係ですけれども、予防のほうですけれども。私が、ここに先ほどある議員が質問をいたしましたけれども、多少減っているということでしたけれども、これに関して、いつも当たるか当たらんかというから、A型はA型のワクチンじゃないと、当たらんと、結局効果がないというようなことも聞いておるところでございますけれども、この間、テレビを観ておったところが、ヨーグルト菌かな、何かそれによって、乳酸菌によって、その効果を出している町があるということで観ておりました。観られた方もおられるかと思えますけれども、佐賀県の有田町ですけれども、そこの保健師さんが、ちょっと勉強というかな、いろいろな部分から聞かれて、自分で試してやられた事例が出ておったので、よくしっかり見てたんですけれども、曲川小学校という所が、平成22年が、それを9月から引用させたということで。そのかかった人数が、平成22年が285名、そすと、平成23年が69名、平成24年が1名だったそうで、インフルエンザがですね。

ほかの町でも、ほかの県の事例もあってたんですけれども、そういうふうにして、一挙にそのヨーグルトを9月ごろから学校給食にして試されたら、結果的にそのような結果が出たというようなことでした。ほかの所もですね。そして、最終的には足りない。乳酸菌飲料というかな、ヨーグルトが足りないというようなことを、今年は足りないというようなことを言っておられましたけれども、そういうことで、課長も聞いておられるかと思えますけれども、やっぱりそういう取り組みでこういう結果が出たということでしたので、我が町もいろいろな予防の部分とか、結局、自己負担の部分とか、実際、医療費の部分を考えてみると、試してみる価値はあるのじゃないかなというように思います。多少、予算的には、予算の部分ではマッチしない質問かと思えますけれども、今回はどうか分かりませんが、是非こう、頭の中に入れてもらっておけばというように思えますけれども、御意見を伺いたいというように思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 学校給食ということで御案内ありまして、そういったものがあれば、有効であって、非常に子どもたちに害がなければ、そういった検討も必要かなというふうに思っております。そういった検討につきましては、町の保健師もおりますので、十分協議し、導入ができれば、そういった方向に行きたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 荒木拓馬君

○10番（荒木拓馬君） 老人の部分でも、山形県の船方町とか、そういう所で実際やってるとい
うようなこともありましたので、是非、試していかがでしょうか。予算化も、是非この次でもし
ていただきたいというように思います。福祉課長の御意見を。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 荒木議員さんには、貴重な情報をいただきまして本当にありが
とうございます。そのへんでちょっと詳しい情報をいただきたいと思いますので、また後ほどあ
れしたいと思いますので。

そういう事例がございましたら、そのへんもうちのほうでも調べまして、今すぐ予算化にはま
だならないかと思えますけど、保健師等とも協議をしながら検討していきたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 先ほどちょっと一つ落としましたので質問いたします。

68ページに消防施設設備費で、18節備品購入費で上がっております自動車購入費、それから、
その他備品購入費。これによりますと、積載車2台、それから可搬ポンプ1台を20年以上経過し
たので更新したいというようなことのございます。この積載車の消防設備機材の設置基
準はどうなるとるか、このへんについてお伺いをいたします。

それからまた、20年経過はいたしておりますけれども、毎日これを使ってるわけじゃないわけ
ですね。まだまだ使用には十分耐えるというか、能力は十分あると思えます。もったいないと。
一言で言うならば。そういうふうに思いますし、ほかの班でこれを使いたいというような班があ
ったら、使うことができるのかどうなのか、このへんについて総務課長にちょっとお伺いいたし
ます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 設置基準ということでございますけれども、今、台数的には基準ど
おり大体設置をされとるだろうと思えます。それから、変えたために、前の機械をということで
ございますけど、基本的には消防団の班ということでございますので、どちらかという、昼間
の火事あたりには、どうしてもその、台数だけ多くても逆に扱う人がいないというような状況も
あるものですから、そういう班があれば使うことは可能かと思えますけれども、消防団のほう
が逆に、欲しいというところがあるかなというのが、私が今、考えとるところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 今、課長が言われることは十分理解しておりますが、一律的に、例えば
分団に何台というような基準は設けてせにゃいかんと思えます。しかし、その地域の実情に合わ
せたところにメリハリをつける必要はあるんじゃないかと思えます。

同じに、非常にこのエリアが広い所、それから、自然災害にもしょっちゅう対応せにやいかんような所、そういった所にはやはり必要と、全員どうにかしてくれというような要望があればですね、これはそのへんを十分検討していくべきじゃないかと。場合によっては設置も考えていくべきじゃないかというふうに思うわけでございます。そのへんが一番分かってるのは、やっぱり消防団員の方々、「もうそがんとおたくには要らん」というのは、それは別でございませう。しかし、是非、それは中古でもいいから、よその使ったやつでもいいから、ぜひ置かしてくれというような要望があれば、私は新たに買うわけじゃないですから、要望に添った形での対応が必要かと思ひます。

ただ、積載車というのは火災が第一でございませうけれども、やはり自然災害のときには情報発信なり、やっぱりマイクを使って広報してさるく。それから、管内の危険箇所の巡回。これはもうとにかくしょっちゅうやらないかんわけですよね。そのへんはなかなかそういうことに当たってないと分かんと思うわけですよ。ですから、そういったことを十分考慮していただいて、メリハリのある配置、設置、これは大事じゃないかと思ひます。そのへんについて、町長、どんな町長のお考えもちょっと聞かせてください。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今日、合併をして7年目になるわけでございますが、消防においては、いち早く、2町間一つになっていただいたところでございませう。そういう中で、また組織も一旦つくったもの、また副分団長というのがやはり必要というようなことに相変わって、今じゃ、それをまた元に戻してというような状況になっておるのも事実でございませう。

また、そういう団員に装丁、消防ポンプの配置、これも消防団、幹部みずからその班編成の中に、それぞれ班の一つずつですよというふうに取り決めじゃなくて、やはり臨機応変に必要性があるということであれば、そういうポンプを発注しておるんじゃないかなと思ひておりますので、今御指摘というか、御意見をいただいたことに関しては、再度、消防幹部のほうの考え、そうしたことに基づいて、そういう消防団が、そうですね、それは是非ひとつ欲しいというか、そういう廃止してほしいという考えがあるとすれば、それにこたえていくべきではないかなと思ひております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 町長のほうから今、お話いただきましたので、安心したところでございませう。是非、この件につきましては御検討いただきたいと思ひます。以上でございませう。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 健康福祉課でちょっと恐縮なんですけど、子どもの医療費無料化問題ですね、ちょっと委員会で説明を受けたときとの関係で確認なんですけど、この説明書の中には、中学生までの子どもの医療費を無料化というふうになっておりますが、これは高校生までの医療費の

無料化ということで、先日の全協でも実施計画の中にも、平成24年から26年まで、3カ年にわたって、条例の中にもうたってありますけれども、高校生までの医療費無料化ということで理解してよろしいんでしょうね。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） はい、高校生まででございます。資料のほうが間違っていたと思いますので。申し訳ございませんでした。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） それで、ちょっと建設課のほうにお聞きをしますが、一つは65ページの下から3行目、設計管理等委託料で、岩下橋と半田六橋520万ということで計上されてますが、この半田六橋というのは、何か故障してるとか、何か具合が悪いとか、そういう関係でこういうふうに計上されているのか、お聞きをしたいと思います。

（「塗装」と呼ぶ者あり）

塗装。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 笹渕議員が御質問ありました設計管理委託料ということで、岩下橋と半田六橋の2橋につきましては、今回、前回、長寿命化の調査で、その2橋につきましては、ちょっと調査する必要があるということだったので、今回、それに対しての詳細な設計委託のやつを今回発注する計画で、今回計上させていただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この間ちょっと修理があったみたいですが、その関係上も含めてちょっと具合が悪いということでやるということですね。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 前回は調査をやったわけございまして、それに伴って、今度は詳細な設計を行うという形でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 違うことですが、66ページですね、下水道事業会計繰出金、約7,200万ですね。これは、この下水道加入者が、これまで平成23年度まで353戸ということでなってますが、今年度の予算では8戸の予定ということで、これが実現すれば80.2%の加入率ということになるかと思いますが、お聞きしたいのは、この加入者が増えていって100%に近づけば近づくほど、この下水道事業会計の繰出金というのは減少してくるという計算になるんですかね。それが

1点と。

それから、もう一つ、67ページですね、委託料の中の町営住宅明渡し請求事務委託料140万、これは先ほどありましたが、滞納者に対して明渡しを請求するという形でとられる処置なのかなというふうに思いますけれども、具体的にどのようにされていくのかお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 今の御質問ですけれども、加入者が増えるに対して支出が減るということはもちろんですけれども、今、実際繰出していただいている分につきましては、償還金が主な支出内容でございます、償還金につきましても、平成23年度をピークに減少している状態でございますので、だんだんその繰入金に対しては下がっていく状態でございます。

それから、67ページの町営住宅明渡し請求の事務委託料でございますけれども、これにつきましては、今回、今まで督促なりいろいろ催促やりましたけれども、それに対してなかなか対応ができないようなところにつきましては、今年、それにつきましてはの明渡し請求を行うような話を今回考えていこうかなということで、今回上げさせていただいております。これにつきましては、弁護士料ということで、このような形で計上させていただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 下水道の問題ですね、最初のやつですが、これは、これまでの加入状況を見ると、戸数の問題ですね、合併当時は大体100件前後ということであったんですが、20年度に51戸、21年度に23戸、半分に減ってますね。それから、22年度にまた10戸と、23年度が13戸ということで、ずっと減少してきてるんですが、今回また24年度では8戸というふうに減少してるんですが、加入する状況というのは、もう難しいんでしょうかね。

全体としては450戸を計画として当初出されておりますので、しかし今、78.4%ということで、まだかなりあるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 下水道の加入につきましては、21年度が23戸、それから徐々に少なくなっているような状態でございます。これにつきましては、やっぱり景気の状態で、なかなか民間の方が下水道に接続するためには、トイレ等の改修とかそういうようなやつでやっぱり費用がかかりますので、そういう形でなかなか接続が難しいような状態だと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 13番です。31ページの後期基本計画策定に付随しまして質問を行います。一般質問ではありませんので、端的に言いますと、財政に来たときはもう終わっているというような感じで、一言言わせていただきます。テレビによく出られる片山さんですね、もともと鳥取

県知事、あの方は総合計画とかこういう計画は、行政の組織の縦割り構造を助長するなどの理由で作成せず、予算編成の中で総合的な政策を調整をして、そこらへんを徹底されて県政をされていたんですけど、なんでかちゅうと、いろいろあって、財政に来たときはもう意思が決定されているという状態が非常に多くて、健全なる財政運営の邪魔になるということなんですけど。

私は何を言いたいかというと、本当は私もこうあるべきだと思うとですよね。首長さんの思いが単刀直入にその町政とかに出てきます。本当はそういう中で町長の考えてることを施策として打つためには。

だから、だんだんとかいうこと、この基本計画を否定するものではありませんけど、本当はやはり、片山さんみたいに縦割りの行政をなくすためにも、そこの首長の意見を通すためにも、そちらのほうがより有効と私は思っております。一般質問であればぼんぼん言いますけど、じゃないですからこのくらいにしますけど、やはり、そこらへんのしないと、本当にこう、今は合併してまだまだ財政的にあるけども、そのうちどうなるか分かりません。やはり、財政に来たときにはもう意思決定されとつとたいじゃ、その財政を一生懸命されている方にとっては不幸、というか、町民にとっても不幸なんですよね。そこらへんで長期的に見て町長のお考えをお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、後期に係る基本計画策定、こうしたことに関しては、和水町は和水町として合併して7年を迎えて、やはりトップとしての考え、そしてまた、それぞれの各課、4年間の中でトップとして住民にお約束したことに 대해서는、それぞれの各課の中で、それに施策に関して努力に努めておるところですけれども、こうしたことに関しては、やはり、国、県との流れの中で、こういう計画をもって策定、提示しておかなければ、事業を推進していくうえにおいて、国・県との連携、ただ和水町だけの連携だけじゃなくてそういうのもかかわってまいりますので、これはこれとして策定する必要性、今日の状況からしたらあると思います。そういう中で和水町は和水町として、我々は独特な企業、あるときは企業的感觉、あるときはやはりアットホーム的な家族的な感覚の中で、私は職員指導はしておるつもりでございます。どうぞよろしく受付いただきたいと思ひます。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 今の件はいいです。というか、それはこの場で言うんじゃないくて、内容が一般質問みたいな感じですからよろしいです。後でも指定管理者の質問があるんですけど、62ページの600万とか、ロマン館が43万4,000円とかありますけど、私もちょっとよく分からないんですけど、指定管理者は2003年ぐらいの地方自治法の改正だと認識してるんですけど、よく分からないというのはですね、何か自治体と指定管理者が非常に曖昧、どっちが責任かということなんですよね。コストとか投資とかいろいろありますよね。この前のとき、一応説明を聞いたけど、あのときも投資を結構言われてたんですけど、その場合のリスクの分担、リスクの分担というの

はきちんと話ができているのかなということをちょっとお伺いしたはずですよ。

どう言ったらいいんでしょう。要するに、指定管理者をするっていうことは、行政処分は行政処分だけど、民法上は契約に当たりますよね。民法上は契約になる以上は、そこらへんは明らかな部分にしとかないかん部分があると思うとですよ。どうも今まで説明聞くといつも曖昧で、何か役場が出さないとたいっちゅったりで、何かいつも曖昧で終わるわけですよ。そこらへんの流れの中で、もともとは経費の削減を図るためにも、この指定管理者制度はできとるんですけど、どうもそこらへんがいつも曖昧な説明で、曖昧などでなんか終わるような気がずっとですよ。そこらへんは内情は本当はきちんと話はできているんですか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） なかなか、今の質問に関しては曖昧な質問だというふうなことで、どういうふうに答えていいのかですね。ですから、ちゃんとした今のワンセクとして、元気村に関しては、町の施設でありますから、もちろんオーナーとして町が管理するのは当然でございます。指定管理制度、これは単なる、今まで町が責任分野というのは、その棲み分けというのは、先般、しっかりきちんと整える必要があるので公募を図ったわけですけども、やはりなにがしかの問題で整わなかったわけでございます。

よって、この1年、またお願いをすることを御提案を申し上げております。よって、この後、この次年度においては、新たなメニューというか、何かそこらへんを指定管理要件を整えながら、手を挙げていただく、その時点においては、やはりその経営の収支、そうしたことに関する責任のどちらにあるのか、この部分においてはこうだということで、きちんと棲み分けができるというふうなことですが、今日の状況に関してはお分かりいただいて御質問いただいておりますが、そうしたことに関して、不透明な分りにくい部分をこの1年でしっかりときちんと整理してまいりたいと考えておるところです。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 今、整理されるとか言いましたけど、もともと最初の時点で、そのリスク分担をきちんと行うことが必要なんですよね。私が言いよるのは、例えば施設の建設から一定期間過ぎてますので、その施設全体の老朽化が相当進んでいる場合には、多額の修繕費を要したり、大規模改修に伴って施設の営業を休止されるようなリスクが想定される場合は、施設の設置者である自治体というのは国の法律でうたってあるとですよ。その前段階のところのリスク分担は、やはり一番最初に言ったように、仕様書とか協定書とか、その話のときにやはりですね。

ただ行政処分じゃなくて、きちんとした民法上の規定までなりますので、私はやはり、もう少し、何回も言いますが、なんかコストとか投資とかがいつも曖昧だけなんです。こうなった場合はそっち、こうなった場合はこっちとか、もうちょっと明確にしとくと、同じような感じになってしまうような気がずっとですよ。

私が言っとるのは違うんですかね、事業課長。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） これを株主として取締役を公募した形、ある要件で公募するならばそこに。ルールとしてはやはり株主の責任だと思います。しかし、こちらの行政、ワンセクとして、その株主を誰さん誰さん誰さんという指名した形、お願いするような形の中でやっている、そういう流れの中でございますので、そこらへんをひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 私は何度も言ってますけど、協定書の締結は、今町長が言われたようなことでなくて、民法上の契約に当たるから私は言っとるんで。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） そこらへんを盾にとった場合においては、この運営はやっぱり直営をするしかないというふうに理解をいたします。

（「僕はただ、地方自治を言いよるわけです」と呼ぶ者あり）

僕は、今日の和水町の状況で判断をさせていただいております。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 元気村については非常に以前から迷惑かけております。今、杉本議員さん言われるように、その責任の度合いのことについても、非常に我々も、当時私も役員しておったときのこと、弁護士さんに相談にもまいりました。非常に弁護士さん曰く、特別に事業に自分たちの思いで失敗したとか、そういう特別な失敗、自分たちの投資、思いだけでした場合は、それは責任を問われるけれども、一般的な営業の中での黒字、赤字が出た場合は、そういう責任の度合いはとれないというのが第三セクター、第一セクターのやり方というような弁護士さんの話ではありましたので、当時、私たちも責任とることなく、責任をとって、責任をとることなかったんですけども、次の役員さんたちに交代をして、よりよい経営体を、そういう体制を整えていただきたいというのが、今日まできておる交代した後のやり方でございます。

今の中でも、この2月、1月、2月代わってから、若干の黒字が出ております。これも、その前の赤字が2,000数百万食いつぶしておりますけれども、それも増資をいただいた6,300万のうちから、そうですね、2,000万が銀行、それから、個人から800数十万借っておりましたのを返しておりますので、そのへんが即少なくなったということでもございますので、今の経営体の中では、非常に以前の後始末といいますか、そのへんで数カ月間赤字が続いておったと。現在では、どうにか今の経営体の人たち、経営陣の人たちで、ある程度のラインまではきているかなというような感じで今は眺めておるところでもございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 23年度から、総務課長のほうですけれども、臨時職員に対する交通費が支給されるということでありましたが、人数と、それから総額ですね。役場関係とそれから菊水荘とか病院とかまた別だと思いますが、総務課長で分からないところはそちらのほうにお願いをしたいと思うんですが。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 臨時職員に対します交通費につきましては、各科目で持っておりますけれども、ちょっと私のほうで今、集計を持っておりません。後ほど、一般会計それから病院のところも含めてお答えをしたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） それでは、別な質問ですが、教育委員会のほうで職員もそれから臨時職員も、通勤手当が今支給されていると思えますが、異動によって、若干今、変化しているというふうに思えますが、給食センターですね、菊水のほうの。給食センターに何名仕事されて、そのうちの菊水のほうは何名、三加和からは何名ということと、それから、ほかの三加和中学校、神尾、緑、春富小学校、それらはどこから通勤されているか。人数と金額について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） まず、菊水区域は給食センターという所がございまして、この予算書の中でも出ておりますかね、84ページで申し上げますか、学校給食センター費。センターのほうは4名の臨時職員がいらっしゃいます。常時3名の勤務体制ということで、定期的に巡回、ワークシェアリングといいますか、そういった手法で今働いてるところでございまして。

通勤手当のほうは、今、町のほうで定めた6,500円が最高ということでございまして、距離によって、遠い方は6,500円が最高の金額かなというふうに思っているところでございまして。

それと、三加和区域でございましてけれども、三加和区域のほうには、各小学校に一人ずついます。それと、もう一つ予備といいますか、4人でございまして、これにつきましても、4人で三つの学校の給食の臨時をやっていただいているということで、これにつきましても、ワークシェアリングといいますか、そういった形でやっています。

三加和中学校のほうは、正職のほうが3人ということで勤務をしております。これにつきましても、三加和区域の方については、全部三加和区域の方が主でございまして、通勤手当がある分、ない分というふうにあるところでございまして。以上でございまして。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私は、この通勤手当そのものに提案をして実現したんで、臨時の方も大変喜ばれているわけですけれども、正職員の方が通勤手当あるわけですけれども、こういう方が三加和とか菊水の給食センターとかに配置されて仕事をされていると。これが、三加和のほうに、

三加和中学校、例えば、中学校に3名という正職員ありましたけれども、この方が菊水の方だけですかね、菊水の方だけだったら、通勤費もそれだけかかるわけですね。逆に、センターのほうに三加和から来る人が多ければ、それだけ通勤手当も多くかかるというふうになっているわけですね。

だから、やっぱり減らせという意味じゃなくて、人事交流というのも必要でしょうけれども、こういう財政的なことも考えながらやっぱりやっていくべきじゃないかなというふうにちょっと思うんですね。その点について、今度、4月からまた異動というのものもあるかと思えますけれども、どういうふうに考えられているかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今、人事のほうは教育長の権限のほうにございますけれども、給食のほう、三加和区域、菊水区域、やっぱり合併したからには、同じような水準といいますか、真に一体化を求めるといことで人事交流は必要と思えますので、その通勤手当が片一方に寄れば安くなるというのじゃなく、やっぱり人事交流を進めて真に一体化を進めたいというか、同じような学校給食でありたいというふうにご考えておるところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 人事交流と言え、やっぱり、三加和のほうで、中学校では菊水の方だけということであれば、逆にその中に三加和の人を1人入れるとか、そういう本当に交流ですよ、そういうのがやっぱり必要じゃないかなというふうに思いますが、教育長の権限であれば、ちょっとそのへんで人事関係で何か考えがあればお聞きをしたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、課長のほうでその方針的なことはいつも確認しながら進めているところなんですけれども、御存じのように、給食関係につきましては、菊水は1カ所、三加和は小学校、中学校で4カ所と。それに合わせて、直接うちが管理はしてないんですけれども、神尾保育園という給食関係をされてる、教師の人とまた臨採の人がおられます。

そういう中で、限られた中での交流でございますので、ある人だけが長く1カ所に勤務するというのは、必ずしもいいことではないと。そういうことも含めまして、それから更に、三加和のほうは単独校でございますし、こちらは共同調理場ということで、そういう経験も将来的なことを考えれば、経験もしておいていただきたいというふうなこともありまして、現在は今のよう状況で交流をしているところでございます。

将来的には三加和も、それから菊水区域も1カ所になりますので、今の経験がきっと活かされるものじゃなかろうかと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありますか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) 議案第16号、平成24年度和水町一般会計予算について、反対討論を行います。

昨年3月11日に東日本大震災が起きて1年が過ぎました。震災の人的被害は、3月14日現在で1万5,854人が亡くなり、行方不明は3,155人となっています。津波によって生活の土台の家屋や工場、そして学校、病院、水田、畑、漁港など、あらゆるものが破壊されましたが、国の救援、復興施策が弱く、まだ瓦礫の処理も進んでおりません。

福島では、原発事故による避難がいつまで続くのか、先の希望が全く見えてきません。住む家もなく、仕事がない中で、生活や産業再建には公的資金の助成など、国の全面支援が求められています。

こういった中で、この3月議会の平成24年度の一般会計予算案には、学校統合事業費7億7,780万2,000円が計上されています。日本の政治の中で、震災復興が中心というのであれば、本町では、まだ使える現在の校舎を使用し、学校統合建設を先延ばしすること、被災者支援、被災地復興を最優先することが、思いやりのある、日本人として当然やるべきことではないでしょうか。

昨年9月議会に提出された「町民の未来を考える会」のアンケートでも、9割の人がその願いを持っています。三加和地区でも、多くの方から「今の校舎を使うべきだ」といった声が上がっています。

この一般会計予算案には、町民の暮らしにとって評価できる面も提案されておりますが、東日本大震災の被害者救済の立場から、学校建設計画の延期を求めて反対討論といたします。

○議長(多賀勝丸君) ほかに討論ありませんか。

討論ありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番(庄山忠文君) 9番議員の庄山でございます。私は賛成討論を行います。

平成24年度の和水町一般会計の予算は65億8,300万2,000円でございます。この中に、私たちの生活、それから学校教育、いろんな面で評価する予算と私は思っておるところでございます。

今後の和水町にとって、明るい和水町、そして、この夢あふれる和水町をつくるための予算として、私はこの予算に対して賛成を促すところでございます。

以上のようなことで、賛成の討論といたします。

○議長(多賀勝丸君) ほかに討論ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) 私は賛成討論を行います。

今日、予算が提案されましたが、私は日本一素晴らしい予算だと思います。我が町において、

いつも私は申し上げますように、合併後、29億円の基金が38億円も積んだこういう町村は日本にないと思います。そういう意味におきまして、東日本大震災が発生しまして、私たちも議会として、町民の気持ちということで、即、1,200万のお見舞い金を提案されました。それには皆さん、全部で満場一致で賛成をしたわけでございます。

学校問題につきましては、今の校舎を使って辛抱しようということでございますが、今の校舎ももう、耐震基準からしますと、あと7、8年しますと、どうしても造らなければいけない、この少子化に対応するためには、今、合併特例債がある46億円を使って造るのが一番ベストだと思います。あと7、8年したとき、合併特例債はないときに学校を造ろうとしてもできない、そういうことを考えますと、この予算においては、私は学校建設につきましても、議員の大半の方が、ほとんどの皆さんが賛成をしておられます。そういう意味におきまして、今の一般会計予算の反対討論に対しまして、私は賛成をいたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。2時55分より会議を開きます。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時57分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今までの質問の中で答弁漏れがございました。執行部より答弁を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） まず、臨時職員の交通費の人数ということで、人数的には役場は50名、金額確認して208万9,000円ぐらいです。それから、病院が26名、135万、年間ですね。それから、特老が26名、129万程度予算として上げております。合計で472万ぐらいかと思います。

それから、ふるさと納税でございますけれども、県経由と直接町のほうとありますので、分けて申し上げたいと思いますけど、県のほうが2件、7万5,000円でございます。それから、町のほうに直接が9件で333万円でございます。

それから、弁護士の相談件数でございますけど、23年度は16件です。ちなみに、22年度が7件となっております。

それから、ふるさと納税につきましては、先ほど、特産品等という話があったんですか、特産品については、特段今までやっておりません。広報紙、これを1年間送付をして、ふるさとだよ

りというようなことでやっとなる状況です。

なお、本年度は存目の1,000円だけ計上しておりますけれども、これにつきましては、なかなか寄付金でございますので、幾ら入るか分からないということで、1,000円だけ計上をしているところでございます。以上でございます。

(自席より発言する者あり)

100万ずつ3名の方がされております。

日程第16 議案第17号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長(多賀勝丸君) 日程第16、議案第17号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) 24年度の所得割とかの、税率は同じというふうに説明がありましたけれども、具体的なところの所得割とかの数字、それをお聞きしたいと思います。

○議長(多賀勝丸君)

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長(豊後正弘君) 国民健康保険税の平成24年度の見込みでございますけれども、まず、医療分、所得割の税率が5.95%、これは変わっておりません。それから、資産割36.00%、それから、被保険者均等割額の数ですけれども、4,166名。それから、世帯別の平等割額ですけれども、世帯数が1,898世帯、その軽減額がありますけれども、7割、5割、2割とありますけれども、7割軽減額が684世帯、人数にしますと1,019名、それから、5割軽減ですけれども、199世帯、人数が529名、それから、2割軽減額が276世帯、人数にしますと611名。

それから、支援分になりますけれども、こちらのほうは所得割が2.03%、税率が2.03%、資産割のほう6.30%、それから、被保険者の均等割額が、これは医療分と同じく4,166名、世帯別平等割額の世帯数ですけれども、これも医療分と変わりありません。

続きまして介護分でございます。介護分の所得割1.10%、それから、資産割9%、それから、被保険者の均等割額、人数にしますと1,751人。それから、世代別平等割額、世帯数にしますと1,121世帯、その中で軽減額7割、5割、2割と軽減がありますけれども、7割軽減額が344世帯、人数にしますと403名、それから、5割軽減141世帯、213名、それから、2割軽減額181世帯、人数にしますと250名になります。以上でございます。

○議長(多賀勝丸君)

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) 今回、前年度と税率は同じということで、値上げは見送りという形で、医療費はかさんでいるけれどもということだったですけれども。

それで、10ページに基金からの繰入金として1億2,600万出しておりますが、これは、これだけ出さなければ、かなり運営上厳しいのかなというふうな気がしますが、そういう状況はどうで

しょうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 平成21年度から23年度まで、3年連続で赤字になっております。その赤字額が年々増加しております。24年度はその基金の取り崩し、現在、基金のほうは2億700万程度ございますけれども、24年度のほうに1億2,000万ぐらい取り崩す予定でございます。国保事業に関しては、財政運営、年々厳しくなっておりますので、それから医療費の支出とか国保税の収入の格差は年々拡大しておる状況でございます。

また、支出の約3分の2を占める保険給付が、現在といたしますか、高止まりの傾向にありまして、まず一つの要因が、後期高齢者の支援金が年々と増加しておる状況でございますので、24年度は基金取り崩し1億2,000万ほど予定しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、言われましたように、後期高齢者の支援金、今年度よりも5,200万ほど増加という形であるかというふうに思います。

一つ聞きたいんですが、今、全国的には都道府県から市町村に対して、補助金が出されている所がありますけれども、熊本県の場合は幾らかありますか。国保関係に対してですね。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 県から市町村、財政調整交付金、これなどが県から市町村に配分されております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） 笹渕議員。

○12番（笹渕賢吾君） もう3回目かね。

○議長（多賀勝丸君） はい。

○12番（笹渕賢吾君） もう1回だけ。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ありがとうございます。

今、財政調整交付金、これは県のほうからの支出するという法律上の関係で出されてるかと思うんですね。それ以外に県としての独自の支援金といたしますか、国保会計に対する、県民に対する支援という形で出されてますか。それは恐らくないというふうに思うんですが、最後ですので、今回、今まで私、この基金を取り崩して国保税引き下げのためにということで主張してきたんですが、今回は非常に1億2,600万の国保税を抑えるための措置ということで、大変担当課では評価できるというふうに、頑張っているというふうな感じを受けますので反対はしませんけれども、予防という形で、今後とも医療費がかからないような方向でやっていただきたいというふうに思います。

先ほど言った件で、もし分かっていたらお答えいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 独自のそれはないと思います。で、24年度、基金のほうを取り崩しますけれども、24年度はまた国保運営協議会で慎重に検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 平成24年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、議案第18号「平成24年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） これは先ほどの条例の提案でありましたけれども、今回、第5期目ということで、介護保険料が基本額として4期の4,960円から5,400円への引上げというふうに提案をされているわけですが、先ほど言いましたように、所得があまり上がらない中でこういった値上げ、特に年金からの差引きという形になりますと、非常に後期高齢者の場合も特に、後期高齢保険料関係も一緒に引かれるということもあって、本当に跡が残らないというような声をよく聞くわけですが、そういった意味でも、何とか値上げを抑えられないかというふうに考えるわけですが、今回は値上げということになっております。

そういった意味では、値上げさせないような方向で、今後3年間は是非いただきたいというふうに思うわけですが、その点で、この3年間の中で、何か特徴的に実施されるようなことがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 今回の介護保険料の改正で、増額、440円の増額ということで、大変申し訳なく思っておるんですけど、これ以上に担当のほうも予算の組替え等、いろんな方法

をやりながら、通常計算すると5,700円ぐらいまで上がりはしないかという見込みで行ってたん
ですけど、どんなかして予算の組替え等を行いまして、5,400円までは下げたつもりでございま
すけど、これ以上はちょっと下がらないということで、これでいこうということでしたので、今
回、これで提案しておりますけど、要は、介護給付費が上がらないと、保険料のほうも、安く抑
えられるとは思いますが、第5期の目標としましては、予防のほうに、徹底的に予防を、具体
的な事業というのはまだ行ってませんが、予防に力を入れながら、介護認定等も適切な認定、
また、利用がない場合の介護認定者の更新等も控えてもらうようなことを、地域包括センターの
ほうを中心にやって、第5期はこの介護給付費の中で、この5,400円の介護保険料の中でやって
いくような努力をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 答弁のとおりだと思いますが、介護保険料を払っても、介護そのものを
受けられてないというお年寄りもたくさんいて、負担だけが増えていくという方もいらっしゃい
ますし、その介護度の国からの軽く見るようにという形になってきておりますので、そういった
方向で、介護を受けたくても受けられないという人も出てきているように思います。

そういった中で、今度の引上げですけれども、やっぱりこの介護保険制度の根本的な問題点と
いうのは、私は、介護保険というそのものが、介護を受ける人たちの高齢化に伴っての量が増え
るということで、給付費が増えるということでの矛盾した部分がずっと続いてきてるんじゃない
かなというふうに、先ほどの答弁でもありましたけれども、そういうふうに思います。

そういった面では、国が今50%の負担金といいますか給付しているわけですけれども、これを
60%とかに引き上げていくと、これが根本的な、抜本的な解決策だというふうに私は思います。
そういう意味では、まだ国のほうが民主党政権になってもそういうことをあんまりやらないとい
う方向になってきておりますので、介護保険の根本的な解決にはなっていないというふうに思いま
す。

今回この提案は、440円の1カ月引上げ、値上げというふうになりますので、私は反対とい
うことで表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、議案第19号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、議案第20号「平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 平成24年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、議案第21号「平成24年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 平成24年度和水町下水道事業会計予算

○議長(多賀勝丸君) 日程第21、議案第22号「平成24年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長(多賀勝丸君) 日程第22、議案第23号「平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第24号 平成24年度和水町春富区財産特別会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第23、議案第24号「平成24年度和水町春富区財産特別会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第25号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第24、議案第25号「平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この問題でも、高齢者医療の保険料というのも、今回値上げということですが、今、どれくらい具体的なところで説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 後期高齢者の医療保険料の改正でございますけれども、2年ごとに保険料率の見直しがございます。今回、24年度から保険料の率が上がります。まず、均等割額が900円アップの4万7,900円、それから、所得割率0.23%アップの9.26%、それから、均等割の軽減ですけれども、9割軽減、これが570人、それから、8.5割軽減、これが819人、それから、5割軽減、110人、それから、2割軽減、120人、それから、扶養者の356人、これは、広域連合からの試算であります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） こういう2年に1回の保険料の改定ということであるわけですが、和水町からは誰も委員としては参加をしてませんので、こういった提案に対しては、前の段階で連絡が来るのか、それとも、全く前の段階では来ないで、そのまま終わった後に連絡がきて、これだけ改定されてアップしましたよというふうに連絡が来るのか。そこらあたりはどうなんですかね。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） まず、広域連合のほうの議会のほうがございます。そのときに議員が現在32名おられますけれども、その人たちに24年度の当初予算の審議をされます。その後、市町村関係の事務担当者には、広域連合からの試算を私たちに提出されます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今の答弁だと、結局、値上げの提案をもしる場合には、それは市町村にはあらかじめ来ないということですよ。というふうにとらえていいんでしょうかね。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） すいません、あらかじめ文書のほうが来ます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 私は思いますのは、この後期高齢者医療制度の大きな欠点というのは、県段階で議会を構成してやるわけですから、県内の市町村の議会、あるいは県民にとっては全く状況が分からないままに広域議会で決定してると。それが非常に県民参加ではないような、そういうような状況になっているというふうに思うんですね。そういう仕組みになっているが故に、私たちが意見を言おうにもなかなか言える場もないというのが実情じゃないかなというふうに思います。今回は2年に1回の値上げということで提案されていますので、私は反対ということを表示しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第26号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第25、議案第26号「平成24年度和水町健康保険和水町立病院事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第35号 指定管理者の指定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第26、議案第35号「指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） このことにつきましては、先の一般質問におきまして、町長のほうには幾つかお尋ねをしながら質問をしたわけでございますけれども、先日私が質問した内容と同じ内容になるかもしれませんけれども、再度お伺いをいたします。

結局、今回の施設の委託管理料として600万円、それがあれば今の元気村はどうにかなるんじゃないかというような考えもあると思いますけれども、私が先日申し上げましたように、今期1年限りと言われておりますけれども、それでは私はいけないんじゃないかと先日申し述べました。

その意味というのは、やはりこれまでの現状を見てみますと、経営の内容というのは非常に厳しいものがございます。この1年間の間に、恐らく7月、これには大体、もう9月の決算前までには大体結果は私は出てくると思ってるんですよ。

だから、せめてどんなに遅くても、やっぱり9月までには次の体制へ移れるようなことを検討をするべきではないかと思っておりますので、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回、先ほど冒頭、予算に関しては御承認いただいたところでございますが、600万をお願いしたところでございます。

今回、新たに取締役人事を行いまして、経営改善に今取り組んでおるところでございます、次年度に向けてしっかりとした目的に沿って、その元気村、3施設、それぞれ地域の雇用をはじめ、そして、農業振興、観光拠点等なりを、そして、しっかりとした体制が整うように、この議員さん想定されております時期には、ひとつまた議員の皆さん方にお示し、御説明をしながら、整えてまいりたいと思います。よろしゅうございますか。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 町長の答弁をいつも聞いてますけど、どうかですね、なんかこう、はっ

きり私自身しないんですよね。だからもう、単刀直入に伺います。先ほどの質問で、一般質問、一般会計のほうで質問ございました。民法的にそういう契約なんだから、ちゃんとしとかなくちゃいけないんじゃないかというようなことでもございました。そのときに町長は「ああ、もうそういうことを考えれば、もう今は頼んでやってもらってるんだから、それはもう直営しかない」と言われましたですよ。

だからですよ、直営にするんだったら、そういう考えがあるならあるように、私はその準備をしとってほしいと。するべきではないかと言っとるんですよ。まだ民間に完全に、指定管理委託を完全にするような形をするんだったら、やっぱり考えなくちゃいけないでしょう。今の600万、それは金額的にどうなのか私は分かりません。以前に示された金額、県内の施設ですね、1,000万もありました、2,000万もありました。大きいところはやっぱり5、6,000万ぐらいありました。年間の。3年間とか4年間区切って。そういう形にもっていくのか。もっていくならいくようにですね、9月までにそういうシミュレーションといいますか、それをすべきじゃないですかと言ってるんです。だから、それをされるんですか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ですから、夏に向けてそういうことをお示しをしますって言ってるわけでございます。

だけん、ちょっと質問されておるのは、単刀直入って言われるけれども、そこらへんの私の受け止め方がですね、どういうことをどうせろとおっしゃってるのか。やはり、民法上、責任を持って経営していただく、そのために、今そういうふうに新たにしっかり手を挙げていただいて、経営をさせてくださいという責任を持って、民法上責任をとれる形の中の公募ができるようにしっかり整えていきますということを申し上げておるわけでございます。

ですから、具体的にどうこう、そこらへんのその、ちょっと受け止め・・・

（「ああ、ならよかですよ、はい」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） だから、それをですよ、示すと言われるのがですね、示すからには、そこまでにやっぱりちゃんと検討されてないと示されないでしょう。だから、会社が1年経ってどうなるか。なってからどう示すんじゃないですよ。だから、それまでにはそういうシミュレーションを描いて、要するに、事務においてもですよ、やっぱりそういう形を整えとちゃんと移行でけんけんですよ、それをされますかって私は言ってる。

それで、担当課にそれを指示されればできるでしょう。こういう方法、こういう方法でちゃんと示しをなさいと。考えるんじゃないですよ、もうすぐ行動に、方向というのは分かっているんだから、直営にするか、結局もう会社をつぶすのか。民間に完全に大きい金を出して、3年間、5年間と契約をするのかと。そういうのはもう、すぐ指示したらできるでしょう。私はそれを言

ってるんですよ。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今お尋ねのことに関しては、きちんとそういう方向でお示しをしますって言ってるじゃないですか。

（「するっちゅうことですね、そしたら」と呼ぶ者あり）

おっしゃってることに関して・・・

（「だから、するということですね」と呼ぶ者あり）

答えるようにしたいと、お示ししますって言ってるわけですよ。

ですから、今600万でしたけども、誰も手を挙げる者はいなかったわけですよ。でしょう、それお分かりでしょう。

（「はい、分かっています」と呼ぶ者あり）

ですから、今度は600万を踏まえながら、今度新たなそういう経営に関するいろいろな経営感覚をお持ちの経験者の方を取締役として入れて、そしてやはり、次期管理公募、お互いどなたか手を挙げて、やっぱり責任持った形の中で。そして、町が願うであろう、そういうふうな運営に沿ってやってくれる、そういう方が整うように、今一生懸命この秋に向けて整えていきます。それにおいては、議会の全員協議会の折にしっかりとお示しをしていきますって言ってるわけですから、やるということをお願いしておるわけですよ。

（「私が言ったことをするっちゅうことですね」と呼ぶ者あり）

そこらへんがちょっとなんかニュアンスが分からんとですよ。

（「それが分かってもらわんと、私はもう」と呼ぶ者あり）

議長とも話しておったんですけども、一般質問のときも、何を決断せれとおっしゃっているのか、こがんせれとおっしゃっているのかですね。だから、おっしゃってることはしっかり理解をして、そのようにするというようなお示しするって言ってるわけですから。御意見、要望されているように、そういう方向をお示しをするって言ってるわけですから、これによるしゅうございませんか、違いますか。

（「今の最後のことで分かりました。要望していることにこたえるということですね」と呼ぶ者あり）

そうです。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この元気村が指定管理者制度の中で、ずっと根幹、管理をしてきたわけですけども、なかなか経営がかんばしくないということもあって、町からの手出し、6,300万だったですかね、それだけの増資をするとか。片一方では減資という形でやってきてるわけですね。

今回、意識改革、あるいは大幅な経営改革という提案理由の中で話があったというように思いますが、そういうことで、新しい取締役の人事代えてやっていくということでありますけれども、例えば、そうしますと、じゃあこの1年間の期間で果たしてそれが見通しが立てるようなことが本当にできるのかどうか。というふうに言いますと、先ほど来出てますけれども、本当、9月ごろまでに何らかの結果を出さないと、取締役の方たちも、新しい方も何かそういうふうなことを言っておられますけれども、展望がわくような経営にしていけないと厳しいということで頑張っておられるとは思いますが、しかし、その短期間の中で、これまでの経営が厳しい中で、上向きにできるのかどうかということもあるかと思えます。

職員の労働条件の改善とか意識改革というのはやられているとは思いますが、それでも温泉客が果たして増えてるのかとか、緑彩館のお客さん、売上げが伸びてるのかとか、そういうのも考えますと、そんな簡単にはいかないというふうに思えます。

そういった面では、今回1年間ということで区切って提案をされてますが、これでなおかつ、少し上向いたからということで、また来年度、同じように1年間とか2年間という形で提案されるのかなというふうに思いますが、そこらあたりはどうなんでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 12番議員の質問に関して、今、古閑議員にお答えしたとおりでございますので、今改めて質問されたことに関しては、考えております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） ああ、そうか。それでは、1年間やったとしても、でも結果がよければ、また同じ元気村に指定管理されるということもあり得るわけでしょう。

あ、もうないということですか。じゃあもう、売却とか直営という形の方向でいくというふうになるわけですね。ちょっとそのへんが具体的に分かりませんので。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 先ほど、古閑議員からも一般質問なり、今質問いただきました。ですから、そういう方向でこの夏に向けてお示しをし、そういう方向で整えていきますと言っているわけですから、今の取締役に関しては、ワンセクである上に私のほうから取締役としてお願いをした、そういう方に関して、この1年間ひとつしっかりと指定管理、新たに公募できるような、そういう状況をつくり出してほしいというようなことでお願いをというか、指示しておるところでございますので、今から若干上向き、職員の思いも変わってきて、非常に明るくなってきたという話も聞いております。そして、もう既にわずかながら利益が出かかったということもあります。ですから、それがそのままずっと今後いくのか、そこは分かりません。だから、それがいい状況が続くから、またそのまま続けて今の管理者にお願いするということじゃなくて、4番議員さんがおっしゃる、やはりそこは、13番のそこらへんの民法上、責任分野というものもございませぬ

で、そこらへんはきちんとできるような形を整えていきたいということでございますので、12番議員の質問のように、また次があるということに関しては、現時点では考えておりません。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第36号 山鹿市道路線の認定に関する承諾について

○議長（多賀勝丸君） 日程第27、議案第36号「山鹿市道路線の認定に関する承諾について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第37号 土地改良事業の施行について

○議長（多賀勝丸君） 日程第28、議案第37号「土地改良事業の施行について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第38号 平成23年度和水町一般会計補正予算(第7号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第29、議案第38号「平成23年度和水町一般会計補正予算(第7号)」を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長(徳永宣久君) 議案第38号、平成23年度和水町一般会計補正予算(第7号)の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ651万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ68億8,583万6,000円とするものであります。

8ページの歳入をまず説明したいと思います。19款繰越金の前年度繰越金を歳入財源としまして、651万円増額しております。

それから、次のページの9ページの歳出を説明します。12款公債費の1目元金の23節償還金利子及び割引料を586万2,000円、それから、2目の利子を64万8,000円、合わせまして651万円を計上しております。これは肥後銀行からの借入れ分でございますが、通常、3月31日が償還日となっておりますけれども、今年が3月31日が土曜日に当たりましたので、償還日が土曜・日曜の日であります平成24年4月2日と、月曜日となっております。そのため、平成23年度ではなく、平成24年度で集計をされておったということで、今回その集計の誤りが発覚いたしましたので、今回、補正予算を計上するものでございます。

以上、簡単ですけれども、平成23年度和水町一般会計補正予算(第7号)の提案理由の説明を終わります。

○議長(多賀勝丸君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第30 議員派遣申出書

○議長（多賀勝丸君） 日程第30、議員派遣申出書を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第121条の規定によって、閉会中の議員派遣申出があります。お諮りします。閉会中の議員派遣については、委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、委員長の申出どおりとすることに決定いたしました。

日程第31 副議長辞職許可について

○議長（多賀勝丸君） 日程第31、副議長辞職許可についてを議題とします。

副議長杉本和彰君から、副議長の辞職願が提出されております。地方自治法第117条の規定によって、杉本和彰君の退場を求めます。議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 笠 輝博君

○議会事務局長（笠 輝博君） それでは、朗読いたします。

平成24年3月7日、和水町議会議長多賀勝丸様。辞職願、私こと杉本和彰は、一身上の都合により、副議長の職を辞したいので、ここに申出をいたします。平成24年3月7日、和水町議会副議長杉本和彰。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） お諮りします。杉本和彰君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、杉本和彰君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

杉本和彰君の入場を許可します。

前副議長の杉本和彰君、退任のあいさつの申出があっておりますので、これを許可します。

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） どうも皆様、大変お疲れ様でございます。

一応、副議長を辞任したいという申入れを行いまして、快く受けていただきました。

本当にこの2年間、大変お世話になりました。また、町、町内、町外において、いい経験をさせていただきましたので、本当に皆様方に感謝申し上げます。

あとは、自分なりに思っとるのは、別に、はい、本当に感謝の気持ちだけ申し上げまして、大変簡単ですけどあいさついたします。大変お世話になりました。

○議長（多賀勝丸君） ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行いた

いと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第1 副議長の選挙について

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第1、副議長の選挙についてを議題とします。

これより副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口は閉まっていますね。はい。

ただ今の出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番蒲池恭一君、2番豊後力君を指名します。

投票用紙をお配りします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。蒲池恭一君、豊後力君、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0です。

有効投票のうち、庄山忠文君10票、荒木拓馬君2票、笹渕賢吾君1票、豊後力君1票、以上のとおりです。

この法定得票数は4票です。したがって、庄山忠文君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました庄山忠文君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

庄山忠文君、当選人の承諾及びあいさつをお願いいたします。

副議長 庄山忠文君

○副議長(庄山忠文君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただ今、投票の結果、副議長という大責を仰せつかりました。本当に前副議長の杉本議員におかれましては、2年間、本当に御苦労さんでした。また、この2年間、精一杯、議長の補佐役として、また、この議会のまとめ役として、本当に頑張ってくれたと私は思っております。その後、

私がこの2年間を預かるわけですが、杉本和彰議員同様に、精一杯、議長の補佐役として、また、議会の融和と町の発展に精一杯尽力をすることをお願いいたしまして、私の言葉とあいさつに代えさせていただきます。どうもお世話になります。

○議長（多賀勝丸君） しばらく休憩いたします。4時15分より会議を開きます。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙に伴い、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第2として議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。よって、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議席の一部変更

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第2、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

杉本和彰君の議席を9番に、庄山忠文君の議席を13番にそれぞれ変更します。変更した議席はお手元に配りました議席表のとおりです。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時28分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

荒木拓馬君を9番、杉本和彰君の議席を10番、庄山忠文君の議席を13番にそれぞれ変更いたします。変更した議席順はお手元に配付してございますが、後で議席の変更をまたきちっとした文書をおあげいたします。

お諮りします。ただ今、町長から追加日程第3、同意第1号「和水町教育委員会委員の任命について」、追加日程第4、同意第2号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、追加日程第5、同意第3号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、追加日程第6、同意第4号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、議員提出の追加日程第

7、常任委員会委員の選任について、日程第8、政治倫理調査会委員の選任について、日程第9、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査申出書、追加日程第10、厚生常任委員会の閉会中の継続審査申出書、追加日程第11、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査申出書、追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書が提出されました。

以上10件を日程に追加したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、追加日程第3から第12までの10件を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第3 同意第1号 和水町教育委員会委員の任命について

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第3、同意第1号「和水町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長(坂梨豊昭君) 同意第1号について説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命について。和水町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、和水町江田2978番地。氏名、小出正泰。昭和26年12月18日生まれでいらっしゃいます。平成24年3月16日提出、和水町長。

提案理由といたしまして、教育委員を選任するときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める必要があるわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(多賀勝丸君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

追加日程第4 同意第2号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第4、同意第2号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 同意第2号について説明をいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。和水町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成24年3月16日提出、和水町長。

住所が和水町内田2015番地でございます。氏名、坂本政光。昭和19年8月26日生まれでございます。

提案理由といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任するときは、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。どうぞよろしく選任いただきますようお願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第5 同意第3号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第5、同意第3号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 同意第3号について御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。和水町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成24年3月16日提出、和水町長。

住所は、和水町津田499番地の6でございます。氏名、橋本猛。昭和24年11月6日生まれでいらっしゃいます。

提案理由といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任するときは、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。どうぞよろしく選任方お願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

追加日程第6 同意第4号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第6、同意第4号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 第4号について御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。和水町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成24年3月16日提出、和水町長。

住所は和水町東吉地1374番地。氏名、高木始。昭和26年2月10日生まれでいらっしゃいます。

提案理由といたしまして、固定資産評価審査委員会委員を選任するときは、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるわけでございます。どうぞよろしく御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時39分

再開 午後4時40分

追加日程第7 常任委員会委員の選任

○議長(多賀勝丸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

追加日程第8 政治倫理調査会委員の選任

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第8、政治倫理調査会委員の選任を行います。

お諮りします。政治倫理調査会委員の選任については、政治倫理に関する条例第11条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することになっております。

お手元に配りました名簿のとおり選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、政治倫理調査会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

追加日程第9 閉会中の継続審査申出書(総務文教常任委員会)

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第9、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査申出を議題とします。

総務文教常任委員長から、委員会において、委員長、副委員長の互選について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加日程第10 閉会中の継続審査申出書(厚生常任委員会)

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第10、厚生常任委員会の閉会中の継続審査申出を議題とします。厚生常任委員長から、委員会において、委員長、副委員長の互選について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加日程第11 閉会中の継続審査申出書(建設経済常任委員会)

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第11、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査申出を議題とします。

建設経済常任委員長から、委員会において審査中の事件及び委員長、副委員長の互選について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加日程第12 閉会中の継続審査申出書(議会運営委員会)

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項及び委員会において委員長、副委員長の互選について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

3月議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月7日の開会以来、本日まで10日間にわたり、条例並びに平成24年度の当初予算など、熱心に審議を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、会議を通じて議事進行に各位の御協力を得ましたことを重ねてお礼を申し上げます。

町執行部におかれましては、本定例会において成立しました諸案件の執行に当たって、適切な運用をもって進められ、町政の発展のために一層の努力をいたされんことをお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、本日選任されました常任委員会、政治倫理調査会、議員の任期まで町政の積極的推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これで平成24年3月和水町議会定例会を閉会します。

御起立願います。お疲れでございました。

閉会 午後4時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員